平成25年美浦村告示第190号

平成25年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月7日

美浦村長 中 島 栄

記

- 1. 期 日 平成25年12月10日
- 2. 場 所 美浦村議会議場

平成25年美浦村議会第4回定例会会期日程

日次	月 日	曜日	議事内容
			(開会)
1	12月10日	火	○本会議
	127101		・議案上程、提案理由説明
			•一部議案質疑、討論、採決
		水	○総務常任委員会
2	12月11日		○経済建設常任委員会
2			○厚生文教常任委員会
			○議案調査
3	12月12日	木	○議案調査
4	12月13日	金	○本会議
4	12/110 日	712.	・一般質問
5	12月14日	土	○議案調査
6	12月15日	目	○議案調査
7	12月16日	月	○議案調査
8	12月17日	火	○議案調査
9	12月18日	水	○議案調査
10	12月19日	木	○議案調査
		金	○本会議
1.1	12月20日		・議案質疑、討論、採決
11			· 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決
			(閉会)

平成25年第4回

美浦村議会定例会会議録 第1号

平成25年12月10日 開会

平成23年12月10日 開云

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第8号))

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結)

議案第4号 教育委員会委員の任命について

議案第5号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第21号 工事請負契約の締結について (障害者施設増築工事)

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第6号 第6次美浦村総合計画を定めることについて

議案第7号 美浦村子ども・子育て会議条例

議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

議案第9号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例

議案第14号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第15号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第9号)

議案第16号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

議案第17号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第18号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第20号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

1. 出席議員

]	1番	塚	本	光	司	君	2番	岡	沢		清	君
5	3番	飯	田	洋	司	君	4番	椎	名	利	夫	君
5	5番	Щ	崎	幸	子	君	7番	Щ	本	_	惠	君
8	3番	林		昌	子	君	9番	下	村		宏	君
1 ()番	坂	本	_	夫	君	11番	羽	成	邦	夫	君
1 2	2番	小	泉	輝	忠	君	13番	石	Ш		修	君

14番 沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村					長	中	島		栄	君
教		育			長	門	脇	厚	司	君
総	剎	务	部		長	岡	田		守	君
保	健	福	祉	部	長	浅	野	重	人	君
経	済	建	設	部	長	増	尾	嘉	_	君
教育	次長	兼学	校教	育課	長	増	尾	正	己	君
総	剎	务	課		長	松	葉	博	昭	君
福	祉	介	護	課	長	秦	野		男	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長		北	出		攻
書					記		浅	野	洋	子
書					記		糸	賀	_	欽

午前10時06分開会

○議長(下村 宏君) 皆さん、おはようございます。

第4回の定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

これより、平成25年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。 本日の会議を開きます。 ○議長(下村 宏君) 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長(下村 宏君) それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと 思います。

村長。

○村長(中島 栄君) おはようございます。平成25年ももう師走に入り、きょうで10日でございます。最後の寒さも一段と身にしみる季節となってまいりました。議員各位におかれましては、地方自治発展に活躍される中、村民の声を議会に反映すべく、日ごろから研さん、研修されておりますことに心から敬意を表します。季節的にはこれからが厳冬を迎えますが、体調にはご自愛いただき、住民主体の村政運営にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

国際的には、昨年もありましたけれども中東シリアの内戦もまだ収束には至らず、中国の尖閣諸島問題は、東シナ海上空に防衛識別圏を設定するなど、さらなる緊張感を高めています。国際社会の常識が通じにくい隣国との外交問題は、世界経済にも波及することが懸念されます。世界の国々が平和な社会を目指し、大きく輝きを増していこうとしているとき、アリソン彗星のように消滅していくようでは、平和な世界は遠のくばかりであります。成熟された大国とは名ばかりで、隣国としてつき合いづらいことこの上ない状況であります。

国内では、東日本大震災で起きた福島第一原発の事故から2年9カ月がたちましたが、 放射能にかかわる懸念はいまだに収束に至らず、復旧・復興も道半ばであります。原発周 辺に住んでいた人たちの中で、いまだ帰還できない人たちは、29万人もいるとのことです。 復興庁の支援策が迅速に進められることを期待したいと思います。

日本の社会経済においては、昨年の政権交代により、アベノミクス効果によって株価の上昇、円安が進み、都市部や輸出産業を中心に、大企業の業績は改善されてきておりますが、地方や中小事業者には、その景況感が及んでいる状況ではなく、先行きには不透明さも残ります。せめてもの明るい話題は、2020年のオリンピックが東京で開催されることが決定したことで、この先、景気の低迷には至らず、緩やかな成長が維持できることに期待したいと思います。

村内では、10月16日に起きた台風26号による被害は、高橋川の氾濫で床上浸水7件、床下浸水42件、土砂等の崩れが11カ所、それにかかわる全壊が1件と大きな被害が発生いたしました。特に安中小学校の土砂崩れは、通学路にもなっておりますので、早急な復旧を文科省に要請してきましたが、財務省、文科省の現地視察が1月8日との通知がありましたので、工事の竣工も早めてまいりたいと思います。

その後の台風による被害を見ても、東南アジアのフィリピンで起きた台風30号の被害は、津波、竜巻をも合わせた想定外の自然災害であり、不明者を合わせると7,000人以上の犠

牲者が出ているとの報告もされております。予期せぬ自然災害がどこにでも起きるという 世界の気象条件が変わりつつあることを認識し、対応策も必要不可欠と考えております。 備えあれば憂いなしとの予防、防災の域を超える想定外が、どこにでも起き得る現実を直 視しなければなりません。

11月3日の文化祭には、山口やちゑ副知事にも参加をいただき、また、成田空港株式会社の協賛もあり、祭りを盛り上げていただきました。毎年村内の各種団体、村外の協力自治体のご協力で、祭りが盛況を呈していくことは喜ばしい限りであります。この場を借りて御礼を申し上げます。

また、一昨日には中山競馬場で美浦ステークスが開催され、美浦村から関係者多数が参加し、レースを楽しんでいただきました。ことしの関東馬のG1制覇はまだ4勝で、昨年の実績にはほど遠い成績であります。美浦トレーニング・センターのところには、さらなる奮起を期待したいと思います。

今回の提出案件は、議案第1号、2号、3号で、専決処分の承認を求めることについての3件、議案第4号で、教育委員会委員の任命についてが1件、議案第5号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、議案第6号で、第6次美浦村総合計画を定めることについてが1件、議案第7号で、美浦村子ども・子育て会議条例が1件、議案第8号で、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で、美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で、美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第12号で、美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第13号で、美浦村下水道条例の一部を改正する条例が1件、議案第13号で、美浦村下水道条例の一部を改正する条例が1件、議案第14号で、美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例が1件、議案第15号で、平成25年度美浦村一般会計補正予算(第9号)が1件、議案第16号から19号までは、平成25年度美浦村の特別会計補正予算が4件、これは国民健康保険、農業集落排水事業、公共下水道事業、介護保険であります。議案第20号で、平成25年度美浦村水道事業会計補正予算の計20件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、冒頭でのご 挨拶といたします。

○議長(下村 宏君) 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長(下村 **宏君**) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

13番議員 石 川 修 君

14番議員 沼 﨑 光 芳 君

1番議員 塚 本 光 司 君

○議長(下村 宏君) 日程第2 会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの11日間と決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成25年度美浦村一般会計補正予算(第8号))から日程第7 議案第5号 美浦村固 定資産評価審査委員会委員の選任について、並びに日程第8 議案第21号 工事請負契約 の締結について(障害者施設増築工事)までの6議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

[議案朗読]

O議長(下村 宏君) 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

提案者の説明を求めます。

村長。

〇村長(中島 栄君) それでは、議案第1号から議案第5号並びに議案第21号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第8号)であります。議案第2号については、専決処分の承認を求めることについて(災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結)であります。並びに議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結)、この3議案は関連議案となっておりますので、あわせてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年第3回美浦村議会定例会でご承認をいただきました災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負契約及び災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買契約の第3回変更契約の締結の専決処分、また、変更契約を締結することに当たり平成25年度美浦村一般会計補正予算(第8号)の専決処分を行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。

それでは、11月22日に専決処分させていただきました平成25年度美浦村一般会計補正予算(第8号)並びに11月25日に専決処分させていただきました災害に強い情報連携システ

ム構築業務に係る工事請負変更契約の締結及び災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結について、ご説明申し上げます。なお、どちらの契約についても総務省の被災地域情報化推進事業補助金を活用した災害に強い情報連携システム構築業務の委託契約に伴うものでございます。

変更の内容といたしましては、建柱による無線アンテナ設置箇所の中に、地盤の強度が不足する箇所があることが判明し、基礎強化が必要となったための追加工事によるものであります。また、事業完了を迎えるに当たり作業内容を精査しましたところ、当初の契約と差異が生じております。これらのことにつきまして、総務省へ変更内容について確認を行いましたが、これについての回答が、平成25年第2回美浦村議会臨時会の追加議案に間に合いませんでした。また、本事業は12月27日が完了期限となっております。本定例会での議決後では、完了検査に必要な日程を十分に確保できないため、やむを得ず、3案件とも専決処分とさせていただいたものであります。

初めに、議案第1号の平成25年度美浦村一般会計補正予算(第8号)についてご説明申 し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ854万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を56億1,633万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。被災地域情報化推進事業費で、さきにご説明申し上げました建柱アンテナ設置箇所の建柱基礎強化追加工事による854万1,000円の増額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。同じページの総務費国庫補助金で、追加工事854万1,000円の財源となる情報通信技術利活用事業費補助金284万7,000円を計上しております。なお、残りの一般財源につきましては、震災復興特別交付税により財政措置がされております。

続きまして、議案第2号の災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結及び議案第3号の災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結について、ご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

さきにご説明いたしました建柱アンテナ設置箇所の建柱基礎強化追加工事と当初の契約 との差異により、災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負契約につきまして は、1,793万4,840円減の7,139万9,685円、災害に強い情報連携システム構築業務に係る物 品売買契約が34万5,135円増の5,113万5,210円の変更契約となっております。

また、災害に強い情報連携システム構築業務に係る業務委託契約として、2,613万930円 増の1億2,267万6,330円を加えた、総額2億4,521万1,225円の変更契約を締結しておりま す。 続いて、議案第4号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。11ページを お開きいただきたいと思います。

本村の教育委員であります門脇厚司氏が本年12月31日をもちまして任期満了となります。 同氏には、引き続き、教育委員としてご活躍をいただきたく、再度任命したいというこ とで議会の同意を求めるものでございます。

門脇厚司氏は、23年前、平成2年3月に美浦村に移り住み、現在、美浦村大字茂呂1090番地1にお住まいで、昭和15年9月30日生まれ、73歳でございます。

昭和45年東京教育大学大学院教育学研究科博士課程修了、51年東京教育大学助教授、昭和53年筑波大学助教授、平成3年筑波大学教授、平成6年筑波大学・人類学類長、平成12年筑波大学教育学系長。平成16年筑波大学定年退官・筑波大学名誉教授、平成16年4月東京家政学院筑波女子大学の学長に就任し、平成17年4月に改組された筑波学院大の初代学長として、平成20年3月まで務められました。平成20年4月からは、筑波学院大学名誉教授にも推挙され、現在に至っております。

また、日本教育社会学会会長、日本教師教育学会会長、筑波大学教育学会会長も務められ、全国各地で社会力や本村の教育施策について、講演活動を行っております。任期中は、ノーテレビ・ノーゲーム運動や選書会などの実施、美浦村生涯学習推進計画、美浦村教育振興基本計画の策定などに尽力をされました。門脇氏は、このような経歴とともに、人格、識見ともにすぐれ、美浦村のみならず我が国全体の教育の向上に情熱を傾けられている方であります。

以上のようなことから、これからも本村教育の発展のためにご尽力をいただきたく、門 脇厚司氏を教育委員会委員に任命いたしたく、ご提案申し上げます。

続いて、議案第5号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上 げます。12ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条各項に規定されているところですが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員のうち、村崎友春氏につきましては、12月21日をもって任期満了となりますが、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。村崎友春氏におかれましては、明朗にして堅実な人柄で人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員としてご尽力くださるものと確信しております。なお、経歴につきましては、別紙資料をごらんいただくようお願いいたします。

続いて、議案第21号 工事請負契約の締結について(障害者施設増築工事)をご説明申 し上げます。

本議案は平成25年度事業、障害者施設増築工事の入札公告による予定価格が9,429万円

であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第 2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

障害者施設増築工事にかかわる一般競争入札につきましては、11月13日に公告いたしまして、3社により12月5日に実施いたしました。入札の結果、松丸工業株式会社が9,408万円で落札いたしました。工期につきましては、本契約の日から平成26年3月20日までとなっており、本日工事請負契約につきましてご承認いただきまして、本契約を締結し、着工というスケジュールで進めていく予定となっております。

詳細な工事工程につきましては、契約後の打ち合わせとなってくるかと思いますが、一日も早く着工し、工事を済ませ、利用者に影響がないよう実施したいと考えております。

以上、議案第1号から議案第5号並びに議案第21号につきまして、一括して提案理由を ご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 10分間の休憩をいたします。よろしくお願いをいたします。

午前10時42分休憩

午前11時02分開議

○議長(下村 宏君) それでは、議事を再開をいたします。

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第8号)の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結)の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結)の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

〔教育長門脇厚司君 退席〕

○議長(下村 宏君) 教育長門脇厚司君が退席になっております。

日程第6 議案第4号 教育委員会委員の任命について、質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

林昌子君。

○8番(林 昌子君) それでは、議案第4号 教育委員会委員の任命について、質問をさせていただきます。あくまでも議会は、執行部と住民のための行政をするチェック機関としての是々非々の対応をしなければいけないということで、今回は質問をさせていただきます。

今般このように人事案件が出てまいりました。現在、教育長であられる門脇氏の人事案件でございます。そこでお尋ねをさせていただきます。本来であれば、この人事案件は9月議会に提出されるべき問題でございました。しかしながら、その当時、教師の暴力調査を県に報告するということがございまして、その時点で、教育委員会名で県に報告すべきところを教育長の一任で報告をしたという経緯がございました。その時点に対して、そう

いう対応はいかがなものかということでほとんどの議員が反対をし、何とかこの3カ月おいて、しっかりと探してほしいという要望をいたした経緯がございます。そういう意味で村長に質問をさせていただきますが、9月において議会のほうで要望いたしましたが、同じ人事案件が出てまいりました。この3カ月間に村長がどのような検討をされたのかということをひとつ伺わせていただきます。

〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。

○村長(中島 栄君) 県のほうの報告事案については、教育委員会の中で5人おりますけれども、それと小中学校の学校長、それに指導主事と教育次長という流れがあるのですが、実は教育委員に諮る前に、学校長と教育次長、それから指導主事等の7名の中でどのような報告をするかというような会議は持たれたということで、直接私のほうに報告はないのですが、その後の教育委員会の中の話を直接は私も傍聴していないのですが、その結果として、学校側の総意として教育委員会の報告がなされたということは聞いております。その結果、中でどのような部分という部分については、私もそこの場にいたものではないのですが、報告は学校側のほうからお願いをされたというような経緯があります。ただ、9月にやらなくてはいけないという部分であったかどうかというのは、村内のそういう教育関係。

今、学校を経験された方というのは1名、教育委員5名の中におります。あとは民間の代表、学校の保護者会の代表というような方、学識経験者、そういう中で成り立っているんですけれども、その学校経験者の中で、村内で物色というか、ある程度そういう候補者的な部分も視野に入れながらしていたんですけれども、先ほど提案理由の中で申し上げましたように、いろいろな面で美浦村の教育にも貢献をされた、また、それなりの指導もしてくださったというふうな部分もありまして、今の教育委員として、また再度お願いすることを提案をさせていただきました。

〇議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○8番(林 昌子君) その報告の経緯はこちらも伺っておりますので、そのとおりであると思いますが、やはり教育委員の一員であります。教育委員会の一員を選ぶわけですので、教育委員会の中できちっと協調性を持ってやっていける方、きちっと教育委員会を重んじてやってくださる方でなければ、なかなか理解はできないのかなというふうに思っております。

そうしましたら次に、今回あくまでも教育委員の人事案件でありますが、あるところから、ご本人が、教育長を頼まれたと、何がしの期間、教育長を頼まれた、ということを口外している事実を伺いました。そこで村長に改めてご質問をさせていただくわけですけれども、今回の人事案件は、あくまでも教育委員としてご本人にお願いをしたのか、教育長も含めてお願いをしたのかということが1つ。

もう1つは、教育長は教育委員会の互選で出てきますので、それは周知のとおりでござ

いますが、村長が、もし教育委員会のほうで互選をされた方がどのような方であっても、 村長としては承認をされるのか、この2点をお尋ねをさせていただきます。

〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。

○村長(中島 栄君) これは教育長を選任するものではありません。これはあくまでも 教育委員5人の中の互選ということでありまして、私のところにはそういう話は来ており ませんけれども、議員のところにはそのような話が来ているということについては、それ はちょっと認識が違うのではないのかなというふうに私は思います。

あくまでも教育委員としての選任でございまして、教育長はその教育委員 5 人の中の互 選で決まるもので、行政側のいろいろなそういう部分の一つの決められたことをお願いす るということではありません。今回も委員としての選任でございまして、教育長としての 選任ではございません。

〇議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○8番(林 昌子君) 村長は、あくまでも教育委員の人選であるという。この案件は教育委員の案件ですので、そこまでしか言えないのはいたし方ないのかなとは思いますが、事実、ご本人の認識が違うということは、違うことも含めてお話をされたという、これはあくまでも推測にはなりますが、そういうふうに受けとめている方が多々いらっしゃるという事実をお伝えさせていただきます。

最後になりますけれども、今般、美浦中学校のいろいろな暴力問題がございました。その中でも、議会のほうにも報告はありましたけれども、報告されていない案件も発覚をしております。それを隠蔽をされたのは今の現教育長のところでとまっており、教育委員会には報告はされておりません。

また、過去の話でございますが、安中小の脅迫文が郵送されてきたことにおいて子どもたちの安全確保のための下校の見守りが行われたときも、一切、門脇氏は顔出しをしておりません。また、大谷小の保護者においては、卒業式のときの教育長の不適切な発言により、怒り心頭の保護者が多々おります。そういうことを含めて、組織の一員として、また教育長としてのその発言の内容、そういうものを含めて住民が求めている教育長、教育委員像というのが、確かに学識はすばらしいですが、やっぱり現場肌の方を求めているのが住民であります。自分たちが困ったとき、教育問題で困ったとき、子どもたちが心配なとき、そこに一緒に悩み、行動をとってくれる教育委員を求めているのが現実でございます。そういう意味では、今後もいろいろな報告事、それが隠蔽される可能性も出てくるというふうに、こちらのほうとしては、議会としてもその信憑性を欠くような不信感を抱いてしまうような、この4年間の中で、多々そういう案件があります。そういう意味で、私といたしましては、委員として組織の一員として教育委員会の中できちっと美浦の教育を考えてくれる、美浦の現場を考えてくれる、考えるだけではなく動いてくれる、そういう教育委員の人選を願うものでありますから、この案件に対しては反対をさせていただきます。

O議長(下村 宏君) 答弁はいいですか。

村長中島 栄君。

○村長(中島 栄君) 隠蔽という話が出てきておりますけれども、でも、今の教育長、その前もそうでしたけれども、美浦村の中ではもっといろいろな形であったものを、約半年以上も後から、いろいろな部分が出てきた教育長がおりまして、その当時、責任をとってやめられたということも事実ありました。これは、議会に対して報告がない、また、教育委員として委員の中の報告もないという部分がありました。

しかし、そういうことがあってはならないということで、学校で起きたもの、これは全て、村立の小中学校であれば、当然、村の執行部のほうに連絡がないのはおかしいものでありますから、その辺の改善は、安中小学校の脅迫についても早目に対処をするように村としても、それは公にするという意味ではございませんけれども、学校のほうに指示は出してございます。ですから、その辺は後から住民の方が知るという部分はありますけれども、これについては余り公にしていいものかどうかという部分がありまして、ただ、先生そして学校の中の部分も含めて、そういう部分の対応はしっかりとやるように指示は出してもございます。それは、教育だけの問題ではございません。村全体の部分があります。

ですので、その辺、教育委員会というのはまた、独立した機関でございますので、その中でどういう認識を持って、学校運営から含めて、生徒の安全安心も含めたものをどうやって報告をするかという部分は、開かれる部分はどれまでの範囲があるかと思います。そこの部分はしっかりとやってもらうようにお願いをしてきたので、最近の物事の事件・事故発生は迅速に報告がなされているというふうに私は認識をしております。私のほうの報告については、そういう部分があるということをちょっと報告をさせていただきます。

○議長(下村 宏君) ほかに質疑ありましたらお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。 小泉輝忠君。
- **〇12番(小泉輝忠君)** それでは、私のほうから反対の討論をさせていただきます。 私は、この間、タブレットのほうに教育長の講演等のスケジュールが入っておりました。

見させていただきました。確かにいろいろなところへ行って講義して忙しいな、まず一つ感じたのがそれです。

あともう一つ、私は生涯学習推進計画の中に参画をさせていただきました。その計画の中でどうしても納得できないという部分があって、何回か会議を繰り返しておりましたけれども、どうしても納得がいかないということで、石川前議長のほうにお願いして、「議会のほうに説明してくれよ」、こういう経過がありました。

そのときは皆さんも納得していただいた経緯がありますので、私としては、そういう経

緯を踏まえた上で反対をいたしたいと思います。

○議長(下村 宏君) ほかに討論のある方はお願いをいたします。 岡沢 清君。

○2番(岡沢 清君) 私は、議案第4号 教育委員会委員の任命についてに関して、賛成の立場で討論に参加します。

美浦村の教育振興基本計画、さらに今定例会に上程されている美浦村第6次総合計画並びに生涯学習推進計画に網羅されている方針、計画に賛同するからであります。そして、それらの諸計画方針の中で、教育問題、子育て、生涯学習、そういった計画の立案、遂行にご尽力をしていただいたのは、現門脇教育長を中心とするものであると考えるからです。美浦村の行政を進めていく上で最も中心的なポイントとなっているゼロ歳から90歳まで

美浦村の行政を進めていく上で最も中心的なポイントとなっているセロ威から90歳までの社会力、自己中心的社会ではなく、利他的、互恵的共同社会を唱える門脇教育長の考え方に深く共鳴するものであります。

美浦村は、これから生涯学習推進計画に基づいて教育振興基本計画に基づいて、そして 策定されるであろう第6次総合計画に基づいて、さらに発展していかなければなりません。 その上で、これまでの門脇教育長の貢献、功績も踏まえた上で、さらに教育委員の一員と して活躍していただきたい。父兄にもそれを望む声を多く聞くからであります。

以上、賛成討論とします。

○議長(下村 宏君) ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) これで討論を終結いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

〇議長(下村 宏君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第7 議案第5号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議案第21号 工事請負契約の締結について(障害者施設増築工事)の質疑に 入ります。

質疑のある方はどうぞ。

石川 修君。

○13番(石川 修君) それでは、議案第21号について何点か質問をさせていただきます。これはホープ作業所の件でございまして、12月5日に入札は済んでいるというふうに聞いてございますけれども、入札業者、応札業者ですか、3者ということがありましたけれども、この業者名がわかれば教えてほしいと思います。

それと、松丸工業株式会社が落札していますけれども、落札率は何%なのか。

それから、最も大事なのは、契約の日から26年3月20日まで工期が示されておりますけれども、いろいろな諸般の事情でおくれるような傾向があるというふうに、業界のほうでも言ってございます。新年度に向けて一日も早い完成を目指しているという説明がございましたけれども、この点はどうなのか、この3点について伺いたいと思います。

〔教育長門脇厚司君 出席〕

- ○議長(下村 宏君) ここで、教育長門脇厚司君が出席になりました。 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** ただいま石川議員よりご質問のありました件につきましてお答えを申し上げます。

入札の業者名でございますが、1社が、ここに議案に載せてございます松丸工業株式会社でございます。その他2社が、細谷建設工業株式会社、松浦建設株式会社でございます。 続きまして、入札の率でございます。こちらが、公示した時点で9,429万円ということでございますので、今回入札をいたしました金額が9,408万円でございますので、99.7%でございます。

続きまして、工期の関係でございますが、工期が今回議決後になろうと思いますが、本契約の日から平成26年3月20日と予定しております。この工期でございますけれども、約4カ月ということでございますが、こちらは契約でございますので、工期内に完了するということで私のほうは考えております。ただ、工期内に完了しない場合は、工期の延長ということも視野に入れておりますが、現在、資材等が入ってこないという経済情勢も報道されております。そういうこともあろうかと思いますけれども、工期内に完了するようにしたいと私のほうでは考えております。

以上でございます。

〇議長(下村 宏君) 石川 修君。

○13番(石川 修君) ご答弁ありがとうございます。

業者については3業者ということで、業者名がわかったんですけれども、落札率が99.7%ということで、かなり高いのかなと。公示価格、設計価格は幾らになっているかわかりませんけれども、その公示価額が適正なのかどうなのかは、ちょっと私は専門家ではございませんけれども、ここ随分高どまりで来ているのかなというのが印象でございます。

今、原材料とか作業員がいないとかということで、大分上がっているようには聞いてございますけれども、なるべく高どまりじゃないよと、期間もないけれども、そんな99%もいくような入札ではいかがなものかなというふうな思いで聞いていましたけれども、その辺は、今後あれのときはよろしくお願いをしたいと思います。

それから、工事契約期間ですけれども、業者ですから工期内にはやるんだろうとは思いますけれども、新年度に向けて子どもたちも前から楽しみに待っている施設でございますので、工期内にしっかりと完成をみて、新年度から使えるようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(下村 宏君) ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 計論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

〇議長(下村 宏君) 日程第9 議案第6号 第6次美浦村総合計画を定めることについてから、日程第23 議案第20号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)までの15議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長(下村 宏君) ここで昼食のため、休憩に入ります。

午後1時再開といたしますので、よろしくお願いをいたします。

午後零時00分休憩

午後1時00分開議

○議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、ここで石川修議員が退席となっております。

引き続き、事務局の朗読をお願いをいたします。

村長。

〔議案朗読〕

O議長(下村 宏君) 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございました。 提案者の説明を求めます。

〇村長(中島 栄君) それでは、議案第6号から議案第20号まで、一括して提案理由を ご説明申し上げます。まず初めに、議案第6号の第6次美浦村総合計画を定めることにつ いてご説明申し上げます。13ページをお開きいただきたいと思います。

なお、第6次総合計画(最終案)につきましては、別冊でお配りしております。第6次 美浦村総合計画につきましては、美浦村の平成26年度から平成35年度までの計画であり、 第5次の総合計画に基づき進めてまいりました施策の継承と見直しを行い、将来に沿った 施策の迅速な推進を住民と行政が協働で取り組んでいく、村民共有の羅針盤的なものであ ります。この計画は「人と自然が輝くまち 美浦」を基本理念としまして、六つの柱によ り各施策を推進していくこととしております。

一つ目は、美しい村づくり、二つ目は、子どもの健やかな成長を支える村づくり、三つ目は、長く生きがいを持って暮らせる村づくり、四つ目は共に支え合う村づくり、五つ目が元気で活力ある地域産業の形成、六つ目が、みんなが一体となって進める村づくりであります。

この計画策定の経緯につきましては、村民2,000人を対象に昨年実施いたしましたまちづくりアンケートの結果をもとに、庁内各課職員によるワーキングチーム会議、策定委員会、庁議、村民の皆様で組織します「まちづくり会議」により案を作成しまして、パブリックコメントにより広く村民の皆様から意見を公募した後、11月19日の総合計画審議会において、2項目の意見を付して、異議がないものと答申をいただいたものでございます。

続いて、議案第7号 美浦村子ども・子育て会議条例についてご説明申し上げます。14ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村子ども・子育て会議を設置する件につきましては、平成24年8月に国の子ども・子育て支援法が成立いたしました。子ども・子育て支援法は、平成27年度から本格施行となります。その中で、子ども・子育て支援事業計画を市町村が策定をしなければならないと義務づけられております。現在は、次世代育成支援法により行動計画を策定し、それに基づいて子育て支援を推進しておりますが、平成27年度以降は新たに子ども・子育て支援事業計画により取り組むこととなります。

その計画を策定するに当たっては、市町村において審議会等を設け意見を聞かなければ

ならないということになりましたので、今般、美浦村子ども・子育て会議として、審議機 関を設けることとしたものであります。

今回この会議については、子ども・子育て支援法の規定により設置するものでありますが、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づき、付属機関としての位置づけになりますので、条例を制定するものであります。

続いて、議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、11月の第2回臨時会においてご説明いたしました大山地区に計画しているメガソーラー発電施設の事業者を選定するための委員、並びに先ほど議案第7号でご説明いたしました美浦村子ども・子育て会議の委員の方々に対し、報酬並びに費用弁償を支給するため所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、別表第1、地区計画推進協議会委員及び第2中の地区計画推進協議会委員の次に、「美浦村メガソーラー事業者選定委員会委員」及び「美浦村子ども・子育て会議委員」の項目を加えるものです。

〔石川 修議員出席〕

○議長(下村 宏君) 石川 修君が出席となりました。 続けてください。

〇村長(中島 栄君) 続いて、議案第9号 美浦村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

美浦村税条例の一部を改正する条例につきましては、現下の経済状況等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、及び社会保障と税の一体改革を着実に実施するために、さきに改正された地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布されたことに加え、金融所得課税の一本化、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し等に関する地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、美浦村税条例の一部に改正が生じたため、提案するものであります。

当該条例の改正につきましては、納税義務者が村外に転出した場合も特別徴収を継続する法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し及び年金所得に係る仮特別 徴収税額の算定方法の見直し等、個人住民税の年金特別徴収制度を見直す改正及び公社債 等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に 係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等における金融所得課税の一本化を進める 改正でございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第10号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明 申し上げます。

この美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち、一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例を定める所要の規定等の改正を行おうとするものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第11号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。25ページでございます。

平成25年度税制改正により、納税環境の整備として延滞金の見直しが行われ、地方税等についても国税の見直しに合わせることとされました。このことにより、美浦村後期高齢者医療に関する条例の改正が必要となったものです。なお、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用するとされております。

続いて、27ページの議案第12号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の 一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、消費税法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する 法律により、定められた消費税及び地方消費税の引き上げにつきまして、その施行が平成 26年4月1日からとなったことから、使用料に係る消費税及び地方消費税の税率を5%か ら8%に改正し、別表1、別表2及び別表3のとおり改正するものであります。

続いて、30ページでございます。

議案第13号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正につきましても、先ほどの議案第12号でご説明いたしました消費税及び地 方消費税の引き上げに伴い、使用料に係る消費税及び地方消費税の税率を5%から8%に 改正するものでございます。続いて、31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正につきましても、議案第12号及び第13号でご説明いたしました消費税及び 地方消費税の引き上げに伴い、加入分担金及び料金に係る消費税及び地方消費税の税率を 5%から8%に改正するものでございます。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第9号)についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、事業費の確定及び執行額の見通しがついたもの、並びに緊急性を要する事業に係る補正が主なものとなっております。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,895万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億3,529万円とするもので ございます。

第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので契約期間が次年度以降になる各種業務委託、機器賃借等で年度内に契約を行うものについて、37ページから38ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

第3条の地方債の補正では、39ページ、第3表のとおり、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費の財源として510万円の新規の計上をお願いいたしております。それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。44ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、総務費から申し上げます。総務管理費の財産管理費では、役場庁舎施設耐震 改修事業費で、耐震化工事及び耐震化工事とあわせて行う老朽化した施設の改修工事を含 めた工事内容の見直し等を行い、次年度に設計を行うこととしましたので、役場庁舎耐震 補強改修工事実施設計業務委託料2,300万円全額を減額補正しております。今後は、平成 26年度当初予算に実施設計業務委託料を計上し、平成27年度に工事を実施する予定となっ ております。

次の企画費では、行政情報化推進事業費で備品購入費200万円の増額補正をお願いいた しております。現在、行政系と教育系を含めたネットワークに流れているデータが急激に 増加し、バックアップ処理を行っている土・日曜日には、たびたびネットワークに障害が 発生しております。このままでは平日においても各業務に影響が出る恐れがあり、早急に 対応を行う必要があるため、高性能なネットワーク機器とバックアップサーバの購入費の 計上をお願いしております。

次に、徴税費の賦課費では、賦課事務費で空中写真撮影、デジタルオルソ作成、統合型GIS搭載業務負担金117万8,000円の増額補正をお願いしております。固定資産税適正課税のため、村内全域の航空写真を撮影し、地図情報システムにデータ化を行っていますが、航空写真の撮影につきましては、経費削減を図るため、3年前から茨城県市町村共同システム整備運営協議会に負担金を支出して行っております。この負担金につきましては、当初予算の編成段階では負担金の額が不明であったため、3年前の当初の負担金額で計上を行いましたが、参加団体数の減及び按分率の変更等により不足が生じましたので、増額補正をお願いいたしております。なお、協議会で行った入札結果等により、負担金額は最終的には減額となる見込みであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。徴収費では、職員給与関係経費で時間外 勤務手当120万円の増額補正をお願いいたしております。本村では、滞納者と納期限まで に納付をしていただいている大多数の皆様との公平性を保つために、平成22年度から統一 した基準を設け、計画的な事務執行体制により滞納整理業務を行っております。その結果 として、平成23年度から2年連続して徴収率が向上しております。

平成25年度は、さらなる税負担の公平性確保と納税意識の向上を図るため、高額滞納者の範囲を拡大し滞納整理業務を行っているため、事務量が増加しており、時間外手当の増額補正をお願いいたしております。

次の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で戸籍副本データ管理機器購入費200万円全額を減額補正しております。当初は、戸籍システムの機器入れかえに伴い、戸籍のサーバを1階の住民課から2階のサーバ室への移設を行い、総合行政ネットワーク(LGWAN)への接続を予定しており、この接続には新たな機器の購入が必要であったため、機器購入費の計上を行っておりました。しかし、サーバの移設は行わず、既存の機器を利用して総合行政ネットワーク(LGWAN)に接続することとし、機器購入の必要がなくなったため、全額を減額いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。次のページをごらんいただきたいと思います。 社会福祉費の障害者福祉費では、次のページの障害者総合支援給付事業費から障害者自 立支援給付事業費の予算の組み替えを行うとともに、障害福祉サービス利用者の増等によ る扶助費の増額補正をお願いいたしております。また、平成24年度国庫負担金の精算によ る国庫支出金等返還金の139万円の増額補正を行っております。

49ページをお開きいただきたいと思います。障害児施設措置費でも児童デイサービスの利用者増等により、障害児施設給付費213万1,000円の増額補正をお願いいたしております。次に地域活動支援センター改修事業費で、国有地の取得完了により203万円の減額補正を行い、また、地域活動支援センター増築に伴い必要となる机・椅子等を購入するための備品購入費164万8,000円の計上を行っております。

次の社会福祉施設費では、老人福祉センター耐震改修事業費で、老人福祉センター耐震補強改修工事実施設計業務委託料400万円を全額、減額補正しております。耐震診断の結果、一部で耐震補強が必要でありますが、大規模な耐震補強は必要なくなったため、設計は行わず、耐震補強を実施することとしたため、設計費を減額いたしております。

次の医療福祉費では、医療福祉事務費で、平成24年度県補助金の精算による国庫支出金等返還金の194万6,000円の増額補正を行っております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、新規事業といたしまして、議案第7号でご説明いたしました美浦村子ども・子育て会議の設置に伴う事業費としまして、子ども・子育て会議費11万円を計上いたしております。なお、本年度は、子ども・子育て支援事業計画策定に伴う会議の開催を予定しております。

次に、こちらも新規事業となりますが、子ども・子育て支援新制度システム構築事業費734万4,000円を計上いたしております。この事業は、昨年8月に制定された子ども・子育て支援法により、平成27年度から新たな制度としてスタートする地域子ども・子育て支援

事業実施に伴い必要となる新制度システム開発委託料の計上をいたしております。この事業費につきましては、県の補助金が交付される見込みとなっておりますが、現時点での補助金額は不明のため、今回の補正予算での計上は見送っています。

続いて、衛生費について申し上げます。次のページをごらんいただきたいと思います。 環境衛生費の環境衛生総務費では、雑草除去委託事業費で、本年度の事業量が確定した ことにより、草刈除去委託料130万円の減額補正をいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。農業費の農業総務費では、農村公園管理費で木原城山公園の施設修繕関連経費として、総額542万4,000円の増額補正をお願いいたしております。主なものとして、当初予算では展望台の再塗装を行うための維持補修工事を予定していましたが、塗装の傷みが激しい箇所等があり、長寿命化を図るため、下地処理の追加、塗料の変更等を行い、城山公園展望台維持補修工事費492万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の農地費では、土地改良振興事業費で新規の補助金として、馬掛地区農業基盤整備促進事業補助金268万6,000円の計上を行っております。この補助金は、馬掛土地改良区が国庫補助事業として行う村道整備に対して、国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針についてのガイドラインを準用し、総事業費の10%に対して補助金の交付を行うものであります。

続いて、土木費について申し上げます。道路橋梁費の道路維持費では道路維持補修事業費で村道補修工事に不足が見込まれるため、150万円増額補正をお願いいたしております。続いて、56ページをお開きください。教育費について申し上げます。教育費。社会教育費の公民館費では、中央公民館管理費でガス料金の高騰等により庁舎用燃料代151万1,000円の増額補正をお願いいたしております。また、その他、学校施設におきましても、庁舎用燃料代の不足見込み分の増額補正をお願いいたしております。

続いて、公債費について申し上げます。58ページをお願いいたします。公債費では、平成14年度に借入を行った減税補てん債及び臨時財政対策債の利率見直し及び平成24年度借入分の利子の確定により、元金償還費で13万円の増額補正、利子償還費で304万1,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。41ページに戻っていただきたいと 思います。

初めに国庫支出金について申し上げます。国庫負担金の民生費国庫負担金では、歳出の 民生費でご説明いたしました障害者福祉費の増額補正及び予算の組み替え等に伴い、それ ぞれの予算額の増減を行っております。

次の国庫補助金の土木費国庫補助金では、役場庁舎の耐震補強改修工事実施設計を次年度に先送りしたこと、老人福祉センターの耐震補強改修工事実施設計が必要なくなったこと、また、農林漁業者トレーニングセンターの耐震補強改修工事実施設計に見込みがつい

たことにより、社会資本整備総合交付金451万1,000円の減額補正を行っております。

次に、県支出金について申し上げます。県負担金の民生費県負担金では、民生費国庫負担金と同様にそれぞれ予算額の減額を行っております。

次に、県補助金の土木費県補助金では、安心安全な生活道路整備市町村補助事業補助金の額が確定したことにより、184万5,000円の減額補正を行っております。

次のページを開いていただきたいと思います。繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、公共下水道事業特別会計繰入金で平成24年度消費税の還付金分として1,585万4,000円の増額補正をいたしております。

次の基金繰入金では、ふるさと基金繰入金で少年のつばさ事業の完了による歳出予算の 減額補正に伴い、52万6,000円の減額補正を行っております。

次の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、579万1,000円の増額補正を行い、繰入予算額を1億8,938万2,000円といたしております。 次の復興まちづくり基金繰入金では、役場庁舎の耐震補強改修工事実施設計を次年度に先送りしたこと、老人福祉センターの耐震補強改修工事実施設計が必要なくなったこと、また、農林漁業者トレーニングセンターの耐震補強改修工事実施設計については、村債を財源としたことにより、全額の2,616万1,000円の減額補正を行っております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入では、平成24年度の茨城県後期高齢者医療広域連合に対する医療療養給付費市町村 負担金の精算分として、703万8,000円の計上をいたしております。

次に、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的とした茨城県町村会 事業推進交付金300万円の交付がありましたので、計上をいたしております。

最後に村債について申し上げます。次のページをごらんいただきたいと思います。

教育債では、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費の財源として、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を財源とすることとし、510万円の計上を行っております。 続いて、67ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614万5,000円を追加し、補正後の予算総額を21億9,516万3,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。72ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、後述いたします歳入の第11款諸収入の第三者納付金で、交通事故が原因で保険給付した額の加害者保険からの第三者納付金が見込みより多く入ってきており、納付金額の4%を手数料として払う役務費が不足するため、2万8,000円の補正をお願いするものでございます。

第2款保険給付費の第1項療養諸費において、これまでの医療費の支払い額から、今年

度の支払い見込額を推計し、不足額の補正をするものでございます。

第2目退職被保険者等療養給付費で500万円の増額、第3目一般被保険者療養費で50万円の増額補正をお願いするものです。

第2項高額療養費では、財源としている歳入、第7款共同事業交付金の第1項共同事業 交付金、第1目高額医療費共同事業交付金が、当初積算額より少ない額で交付される見込 みとなったため、一般財源へ財源振りかえをしております。

次のページの第8款保健事業費の第1項、保健事業費の第3目、高額療養費貸付金では、 9月補正予算で増額したところですが、入院等のため貸し付けを利用する者が多く、また、 1回の貸付額も高額になっており、予算額に不足が見込まれるため、60万円の増額補正を お願いするものです。

第9款の基金積立金では、今後の医療費の支払いに対応するため、支払準備基金に積み立てを行っておりますが、その利子分が見込みより多く入っており、利子分を支払準備基金に積み立てるため、2,000円の増額補正をするものであります。

第11款、諸支出金の第1項償還金及び還付加算金では、償還金で70歳以上の被保険者の 高齢受給者証交付に係る国庫補助金の前年度分が確定したことによる精算返還分として、 1万5,000円の増額補正をするものであります。

続きまして、70ページにお戻りいただきまして、歳入関係についてご説明申し上げます。 第4款療養給付費交付金は、平成24年度の退職被保険者等療養給付費交付金の交付額の 決定により、追加交付となる59万円の増額補正をするものであります。

第7款共同事業交付金の第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、1件当たり80万円を超える高額な医療費が発生した場合、国保連合会からの交付金を交付されておりますが、80万円を超える高額な医療費が少なくなっており、交付額が減少することが見込まれるため、204万7,000円の減額補正をするものであります。

第8款、財産収入につきましては、支払準備基金の預金利子分で2,000円の増額補正を するものでございます。

第11款、諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料では、延滞金が相当額収入されており、収入額を930万円と見込み、630万円の増額補正をするものでございます。第3項貸付金元利収入では、歳出の高額療養費貸付金の返還金で同額の60万円を元金収入として増額補正しております。第5項雑入では、一般被保険者第三者納付金で、交通事故が原因で保険給付したもののうち、加害者の過失分として算定され納付される額で70万円を増額補正するものです。

続いて、75ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、 ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の設定を第1表のとおりお願いするもの

でございます。内容につきましては、次のページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の設定につきましては、平成26年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、電気設備保守管理委託料、消防設備保守点検委託料、農業集落排水処理施設維持管理委託料及び農業集落排水処理施設汚泥処理業務委託料につきまして、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

続いて、77ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご 説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、まず第 1 条で、歳入歳出それぞれ 1,585万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11億5,927万3,000円としております。

次に、第2条では、債務負担行為の設定を第2表のとおりお願いするものでございます。 79ページをお開きいただきたいと思います。

まず、債務負担行為の設定につきましては、平成26年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、定期清掃委託料、電気設備保守管理委託料、消防設備保守点検委託料、公共下水道処理施設維持管理委託料、水処理センター汚泥処理業務委託料、公共下水道施工管理業務委託料及び公共下水道凝集剤購入費について、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。81ページをお開きいただきたい と思います。歳出予算からご説明申し上げます。

諸支出金の一般会計繰出金につきましては、平成24年度の消費税確定申告に係る還付金について、全額一般会計へ繰り出すため、1,585万4,000円の増額補正を計上してございます。

続きまして、歳入予算について申し上げます。同じページでございますけれども、諸収入の雑入につきましては、平成24年度消費税確定申告に伴う還付金が確定したため、1,585万4,000円の増額補正を計上してございます。

83ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳出予算の款内での振りかえを行うもので、予算総額は従前同様に9億1,313万8,000円とするものでございます。主な補正内容としましては、保険給付費の給付状況を勘案し、項目ごとに予算額を増減させる計上となっております。また、第2条におきまして、来年3月末までに契約を締結しなければならない平成26年度支出分の介護予防支援事業所賠償保険料につきまして、債務負担行為の設定をしております。それでは、保険事業勘定の歳出からご説明申し上げます。88ページをお開きいただきたいと思います。

まず保険給付費の施設介護サービス給付費では、これまでの執行状況を考慮し、300万

円を減額しております。次に、保険給付費の居宅介護住宅改修費につきましては、今年度より受領委任払いを開始したことによる給付費の伸びに対応するため、100万円の増額補正をしております。

次に、保険給付費の高額介護サービス費では、所得に応じた負担限度額を超えてサービスを利用される方の増加に伴いまして、160万円の増額補正を計上しております。次の保険給付費の高額医療合算介護サービス費につきましては、介護保険と医療保険の利用負担額が高額になった方が増加傾向にあるため、40万円の増額補正をしております。なお、保険給付費全体で増減なしとなっております。

最後に、89ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、債務負担行為の設定を第2条のとおりお願いするものでございます。債務負担行為の設定につきましては、平成26年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、配水場運転管理業務委託料、検針業務委託料、配水場浄化槽維持管理業務委託料及び消防設備保守点検委託料につきまして、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第6号から議案第20号まで一括して提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長(下村 宏君) 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

○議長(下村 宏君) 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。 本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後1時52分散会

平成25年第4回 美浦村議会定例会会議録 第2号

平成25年12月13日 開議

.....

議案

一般質問

1. 出席議員

1番 君 2番 尚 塚 本 光 司 沢 清 君 3番 洋 君 4番 椎 利 夫 君 飯 田 || 名 Щ 5番 崎 幸 子 君 7番 山本 惠君 8番 林 昌 子 君 9番 下 村 宏 君 10番 坂 本 夫 君 11番 羽 成 邦 夫 君 12番 小 泉 輝 忠 君 13番 石 川 修 君 芳 君 14番 沼 崹 光

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中 島 栄 君 長 門 教 育 脇 厚 司 君 総 務 部 長 守 君 尚 田 保 健 福 祉 部 長 浅 野 君 人 重 経 済 建 設 部 長 増 尾 君 嘉 教育次長兼学校教育課長 増 尾 正 己 君 総 務 課 君 長 松 葉 博 昭 企画財政課主任主査 君 木 鉛 昌 夫 祉 介 課 長 秦 野 男 君 福 護 康増 健 進 課長 堀 越 文 恵 君 玉 保 年 金 課 長 桑 野 正 美 君 経 済 課 長 中 澤 真 君 涯 習 長 生 学 課 飯 塚 尚 央 君

1. 本会議に職務のため出席した者

 議 会 事 務 局 長
 北 出 攻

 書
 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長(下村 宏君) 皆さん、おはようございます。

本日傍聴にお越しいただきました皆様には、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

ただいまから、平成25年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます前に、本定例会一般質問の質問方式は、選択制で行うことを許します。選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式、または一問一答方式となります。選択制の一つである一問一答方式では、質問時間30分で質問の回数に制限は設けません。答弁と合わせて60分の制限時間内で一般質問を行うこととします。

これより、本日の会議を開きます。

〇議長(下村 宏君) 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおり とします。

○議長(下村 宏君) 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番(飯田洋司君) おはようございます。

3番議員、飯田。通告書に従い、ただいまより質問いたします。

太陽光発電施設について。まず、第1項、太陽光発電事業を計画しておりますが、本事業の予算、管理はどのようになっているのかお伺いします。よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- **〇総務部長(岡田 守君)** おはようございます。また、傍聴席の皆様、本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは、ただいま飯田洋司議員からご質問がございました太陽光発電事業の本事業の 予算管理といったところでご質問がございました。それについてお答えを申し上げます。

ご質問の大山地区太陽光発電施設につきましては、去る11月8日開催の平成25年第2回 臨時議会におきまして、平成25年度美浦村電気事業会計予算を提出をさせていただきまして、土地購入費について、議員の皆様に議決をいただいたところでございます。今後、プ ロポーザル方式で設計、設置、管理までを一括して発注をするといったところで検討を進めているところでございます。

予算に関しましては、先般の臨時議会で議決をいただいた電気事業会計内において扱うことを基本といたしまして、東電への連携作業費、太陽光発電施設設置等の初期費用につきましては、電気事業債を充てまして、借入金の償還費、管理費、事業終了後の施設撤去費用の積み立てにつきましては、売電収益を充てることで検討を進めております。

その他の売電収益につきましては、基金に積み立てるということも視野に入れながら検討を進めていきたいと考えております。ちなみに、太陽光発電施設設置までは企画財政課において実施をさせていただき、完成後の管理・運営につきましては、生活環境課において進めていく予定で考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。
- ○3番(飯田洋司君) 当然、私のほうも概算など大まかな収支計画を見ていますけれど も、本事業により収益は出ますけれども、この収益の使途など、もし伺えればお願いしま す。
- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) ただいまのご質問で、本事業での収益の使途とかそういうものは計画されているのかといったご質問でございます。この太陽光発電施設におきます売電収益金でございますが、まだ稼働のほうをしてございませんので、どのくらいの収益になるかというのは、はっきりとした実績という形ではまだ出ておりませんが、計画といたしましては、村内の公共施設、また街路灯の電気料金の軽減を図りまして、また、住宅用太陽光発電設備、その設置補助金制度を新設をするなど、国が進める再生可能エネルギーの住民理解を深めるとともに、住民の再生可能エネルギーの利用拡大につなげていきたいと、そういうところで考えてございます。

この住宅用太陽光発電設備設置補助金制度につきましては、周辺の自治体においても既に実施しているところも多数ございます。後発ということからも、他自治体よりも金額の面においても内容の面においても有利な制度となるよう、検討を進めていきたいとそういうところで考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。
- ○3番(飯田洋司君) 確かに、他市町村では東京都近郊全てそうですけれども、個人の住宅の太陽光発電に関していろいろと差はありますけれども、助成しておりますので、ぜひ収益事業を行って、収益が出ましたら、ぜひ助成のほうを大きく予算づけして取り扱っていただきたいなと思います。

日本一の太陽光発電の村にするために、どういった計画、企画など、ありましたら、ぜ

ひお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) ただいまの飯田議員の日本一の太陽光発電の村とのことでございます。太陽光発電の村といったところでございますけれども、そのための具体的な計画というのは現在のところございません。

しかし、太陽光発電、ひいては再生可能エネルギーにつきまして、地域密着型、そういう施設を目指しまして、これは住民の方が気軽に見学できて、また発電量というのも目で見えるような、そういう興味を注がれる施設にしていきたいと、そういうことで、また、地元小中学校や大学生等が再生可能エネルギーについて学ぶ場とすることができるような、そういう形のオープンな施設となるようにしていきたいといったところで考えてございます。

今、議員がおっしゃいましたように、日本一の太陽光発電の村といったところで、そういうような形でこの施設について皆さんに興味を持っていただいて、そして、今後その発電に皆様がご協力というかそういう形のことを、どんどんそういう再生可能エネルギーを皆さんがつくっていくというようなことに興味を持ってもらえるような施設といったところで考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。
- **○3番(飯田洋司君)** ぜひ、他県の方、他の市町村の住民の方が来たときに、美浦村へ入ったときに、「ああ、すごいな。美浦村、ピカピカしていて、何だこれはというくらいの日本一の太陽光発電の村になれるように、ぜひ努力してください。

続きまして、自主防災組織についてお伺いします。災害時の各地区での自主防災組織の 本村の組織率はどうなっているのかお伺いします。よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- **〇総務部長(岡田 守君)** それでは、ただいまの飯田議員の自主防災組織の組織率といったところで、どのぐらいになっているかといったご質問でございます。

近年におきまして、異常気象、自然災害、人的災害等によりまして引き起こされる予想外の災害が各地で起きてございます。このような中、災害に対する防災・減災意識が高まっているといったところでございます。特に、2年半前に起きました東日本大震災におきましては、想定を超える被害に見舞われ、多くの人たちが今でも避難生活を余儀なくされているといった現状でございます。今後このような災害に対しまして、行政は、また個人は、どう準備し対処していったらいいか、大きな課題が残っているといったところで考えてございます。

一般に公の機関が中心に対応する公助、近所同士が助け合う共助,自分の力で対応する 自助などが挙げられますが、実際に大きな災害が起きた場合は、自助が優先され、次に共 助となり、最後に公助が全体をカバーすると同時に、公助としての自治体のかかわりが重要でございまして、バックアップ体制が必要であると推察できるわけでございます。

日ごろから災害に対する備え、また意識向上につきましては、各地区の現状や環境を把握している地区の組織として住民が協力いたしまして、災害に備えて消火訓練や避難訓練などを推進していくことが、防災・減災の予防につながるものであると思います。

ただいまの飯田議員の質問の組織率といったところでございますが、本村行政区は56地区あるわけでございますが、地区が自主的に防災に関し、消防署や地元消防団の指導を含めました訓練等を実施している地区は、牛込、花見塚、登宿、大山、下舟子、見晴台の6地区ございます。全体で374世帯が関連をしておりますが、本年は新規地区といたしまして、JRA(美浦トレーニング・センター)が自主防災組織として独自の防災活動を行っておりますことから、1地区1,233世帯を加えまして、1,607世帯となります。そして、平成25年9月末における組織率は、皆様にお配りした表にございますとおり、23.46%となってございます。

参考までに全国県平均組織率をご紹介いたしますと、全国平均で約75%、茨城県では、約61%となっておりまして、県といたしましては、全国平均を下回っているといった状況にございます。この表では、美浦村は低い数値となってございまして、他市町村では100%といったところもございまして、大きな差が読み取れると思います。

県の指導やお話を聞きますと、実際に水出しや消火器の扱いなどの訓練を実施している 以外にも、区といたしまして防災啓発を進める活動等の実施が、組織として活動されてい るといったことの、その組織としての活動の一端であるし、各世帯の意識を高めることと なることから、組織率として高い数値が示されているようでございます。

例えば、資料の中で鉾田市、またかすみがうら市、城里町などは、本村と同じ率が低くなってございますが、組織といたしまして協力理解を得、実際に訓練等を実施をしていると、地区の数を計上しているところから、このような数字にあらわれていると理解をしております。しかしながら、今後も引き続き、区長会等を通しまして、また、地区消防団との連携協力を得ながら、啓発活動を含めた組織率の向上を目指していきたいと考えてございます。

以上でございます。

〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。

○3番(飯田洋司君) 確かに皆さん、手元にある資料を見ていただくとわかると思いますけれども、本村は23.46%で下から6番目、44市町村の中で余り芳しくない組織率かなと、私だけじゃないと思いますけれども、住民の方も皆さん、多分そう思っていると思います。

それで、この資料を見ますと、やっぱり沿岸部で津波の被害、相当甚大なところ、これ はやはり、住民の方の意識も当然高いものと思われます。沿岸からちょっと離れたところ は被害もそれほど大きくなかったのかなというのは、この数字を見て、如実にあらわれているのかなと思います。

でもしかし、現実にいろいろな予算を見ますと、3.11より、2年以上3年近くたちますけれども、そのとき被害は出ていなくても、道路なら道路の陥没とか、ちょっとした余震で物が崩れるとかというのは出ておりますので、ぜひとも組織率を上げるための本村独自のものがあれば、今ホームページでも見ましたけれども、各地区の自主防災組織に対しているいろと助成していただいていますけれども、もっと強力な助成をしていただいて、8件ある100%の市町村と同じになるようなものがあるのかお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) それでは、今、飯田議員からの組織率を上げるため、周りの市町村を見習って、なるべく100%に近づけるようにというようなお話でございましたが、その組織率を上げるための支援策でございますが、組織率を数字的に上げることは可能だと思っておりますけれども、本来の防災訓練、また避難訓練等を実施をして、日ごろから災害時に備える助け合いの組織をつくることには、各地区に防災意識の大切さを啓発いたしまして、意識を図っていくことが必要でございますし、同時に実際に実施訓練をすることも必要であろうかと思っております。

東日本大震災の教訓に学び、また経験を生かして、災害への備えを忘れないと、そういうことにも一人一人が互いに助け合うという意識を日ごろから継続することが大切であろうと思います。

先ほど申し上げましたけれども、区長会への呼びかけ、また啓発の実施、消防団の協力、 それらを得て、実地活動の基本、また防災の大切さなどを実施いたしまして、また、県からの協力として茨城県消防設備協会の推進員派遣制度、これなども利用いたしまして、そこからのアドバイスを受けるなど、活動範囲を広げ、意識向上のための手段とした上で、 組織数をふやす努力をしていきたいということで考えてございます。また、それと同時に、 広報などのメディアも活用しながら、住民への理解と協力を得ていきたいとそういうところで考えてございます。

そういうことでございます。以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。
- ○3番(飯田洋司君) 今の答弁、大変ありがとうございます。ぜひ、早急に災害はいつ起こるかわかりませんけれども、新聞紙上で、500年、1000年に1度の災害だと言っていましたけれども、東京の直下型地震、これも7年とか8年とか本当に予断を許さない状況ですので、何とか早く大きな予算づけをしてもらって、組織率を上げるような形があれば。また12月、今月ですか、災害に強い無線LAN、各地区避難所に17カ所くらいできると思います。ハード面では、当然そういった形で近隣にないくらいの自主防災組織をバック

アップするものができますので、ちょっとした努力で日本一の組織率プラス災害に強い無線LAN、これを利用して、日本で一番の組織率の誇り、なおかつ、対応力のある組織がつくれると思うんですけれども、予算の面でもっとつけられないか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- **〇総務部長(岡田 守君)** ただいまの飯田議員のご質問で、もっと大々的に予算づけを してもらって組織率というものを上げていただきたいと、そういうご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、組織率を上げるためには、そういう予算づけといったもの、また 先ほど議員がおっしゃっておりました災害に強い情報連携システム、これらの活用といっ たところでお話がございました。

組織率を上げるためには、各地区のご理解と協力体制、これが不可欠でございます。そのための一助として、組織結成準備支援といたしまして補助金等の支援策が必要だといったところは考えてございます。

これまで、組織づくりを進めていくきっかけづくりとしまして、県の自主防災組織活動育成事業費補助金がございまして、この制度を活用してまいりましたが、平成23年度で廃止となってございます。これは、地域住民により自主的に結成され、県への申請によりまして自主防災組織結成事業費用として、説明会の開催、普及啓発資料作成、マップ等の作成、今お話しました説明会の開催、普及啓発資料作成、マップ等の作成などを対象といたしました、一組織当たり5万円以内の補助と消火器、救助用工具、担架、誘導旗、ライト、非常持ち出し袋などの整備費といたしまして、資機材費等整備事業費、最大10万円以内の一部を補助するものでございました。

本村でも、本年度はつなぎ策といたしまして結成を支援するための補助金といたしまして一地区分ではありますが、10万円の予算づけをいたしております。今後組織の数をふやしていくためにも、県の導入補助事業を参考に、独自で補助事業を継続いたしまして、結成する足がけづくりとしての支援を進めていければと思っております。

これまで自主防災組織について申し上げてまいりましたけれども、今日における隣組の 希薄化が進んでいる社会におきまして、互いに助け合う精神をもう一度見直していくきっ かけづくり、まさに「きずな」の精神構築の一助といたしまして、災害時の協力強化を進 める上から、地域自主防災組織の拡充が大きな役割を果たしていくものと確信しておりま して、今後も補助金等の支援も含め、啓発活動を進めていきたいと考えてございます。

また、先ほどの議員からのお話にあったように、災害に強い情報連携システム、これが 村内に17カ所設置されているわけです。この機器もなるべく使わないとそれが活用できな いというようなことでございますので、この機器につきましても、各地区でその使い方と いうものを実地で行っていただきたい。それについては、そこについての支援もさせてい ただきたいと考えてございます。 また、今回2回目になりますけれども、防災訓練がございます。その防災訓練におきましてもこの機器を活用して、その内容を皆さんに知っていただく。そして、活用方法を知っていただくといったところで考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。
- ○3番(飯田洋司君) 昨年度から防災訓練、初めてやって今年度は2回目と思いますけれども、そういう部分でも日本にそんなに美浦村みたいな災害に強いものというのはございませんので、ぜひ利用しながら、組織率も上げながら、組織の内容の濃さでも日本一になるように、ぜひ努力していただきたいなと思います。

続きまして、ペーパーレスについて質問いたします。

最近どこの市町村でも、このペーパーレスに関して新聞テレビなどでいろいろなニュースがございますけれども、美浦村、他の市町村にないくらい、小学校にもICTで4年生から1人1台ずつパーソナルコンピューターをあずけて、多分県下でナンバーワンかなと思います。

当然、これは災害に強い無線もそうなんですけれども、議会のほうでもことしの6月から各自、13台ですか、全員タブレットを持って、メール交換、いろいろな資料を交換しております。そして、村執行部のほうでも、タブレットを使って、お互いに情報を交換すると。きょうもいただいたアナログの資料、これも事前に執行部のほうから我々のタブレットに入ってきて、すごくやりやすいなと思います。

今後、このペーパーレスを進める上での問題点などございましたら、お聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- **〇総務部長(岡田 守君)** 時間の関係もございますので、簡潔に述べさせていただきます。

飯田議員ご質問のペーパーレス化といったところでご質問にお答えを申し上げます。

ただいまの問題点といったところで、現在、ICTの進展によりライフスタイルが変化をしてきております。自治体におきましても、ICTの利活用によります業務プロセスの見直しが必要となってきております。

本村におきましても、平成14年度から行政職の職員一人一人に対しまして、パソコンを 1 台ずつ配備をいたしております。現在ではほぼ全ての会議資料や報告書などの書類を電 子的にやりとりすることによりまして、効率的な情報の共有と紙の節約に取り組んでいる といった状況となっております。

また今年度は、議会と執行部とのより緊密、即時性を持った情報共有ができるよう、タブレット端末を導入させていただきました。タブレット端末によります災害時の緊急連絡を初め、タブレット端末のあらゆる使い方を検討いたしまして、経費節減や公務の効率化

に役立てたいと考えております。

これからの時代に沿ったペーパーレスの方向性といったところでございますが、一つは職員または議員の皆様が出席する会議におきましては、行政ネットワークを通じて出席者に会議内容を事前告知、配付することで、印刷する会議資料を最小限にいたし、これまで以上にペーパーレスに向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

2つ目といたしまして、それと並行いたしまして、会議では端末を使用し、画面やスクリーンを見ながら、討議を進め、会議終了後は、その討議内容を踏まえました結果を全職員に庁内ネットワークを通じて公開できるような、そのような仕組みも試行的かつ段階的に取り入れて、ペーパーレス会議に向けての体制づくりというものも考えております。

そこで、問題点についてでございますが、これは行政共通の課題として、コスト意識が強く求められているのは言うまでもございませんが、ICTをめぐる社会の変遷、これはこの10年間で内容は変遷しているものの、不変な課題といたしまして、安心・安全の確保、セキュリティ対策について、まず一つ挙げられます。

具体的に申し上げますと、データの機密性や漏洩といった不正アクセス・個人情報等の 違法性についての課題、有害情報やウィルス等のインターネットに潜む課題などで、この 対策には、これに係る費用のほか、セキュリティポリシー等といった運用上のルールの規 定、遵守といった経済性と利便性について、制約がかかっております。

次に、情報機器やITネットワークを高度に活用し、情報・データを管理していくため に必要となる知識や能力、それを習得するための個人格差、世代間格差など、いわゆるデ ジタルディバイドの解消をどう解決していくかがテーマとなっております。

これらの諸課題につきましては、全庁的な電子自治体に向けた取り組みをさらに推進を していかなければならないと考えております。そのためにセキュリティ対策の強化及び各 種研修等もあわせて検討を実施してまいりたいとそのように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。
- **○3番(飯田洋司君)** タブレットを使って半年ですか。やっぱり一番問題なのはセキュリティ対策で、多少今まで使っていて、通信の問題やら何やらで少しの問題点がありまして、つい先ごろ問題点を解除するためのことをしていただき、現在はスムーズにつながっているのかなと思います。

確かに全てペーパーレスにすればいいのかなと我々思ってはおりますけれども、なかなかデータを開いたり、データを管理するという部分で、我々もなかなか手こずっているのが現状です。

本会議でタブレットを使用するというようなことに向けていろいろと今準備しておりますが、議会としても、議員皆さんでタブレット端末利用促進検討委員会をつくって、月に 1度、全員では月2回ぐらい、研修などをしようという形で現在進めております。なかな かみんなの技量が一緒に上がるというのはなかなか難しいですけれども、個人差もありますし、なかなか年代間の相違もあってなかなか進まないというのが現状ですけれども、何とか議員のみんなで日々努力してやっておりますので、ぜひ執行部のほうでも何とか早い段階でのものを進めて計画していただきたいなと思います。

今回の常任委員会なども、ペーパーレスという形で招集通知も各委員の方に送って、当日前にこういった議題で進めますよと。今までは、当日のアナログのA4紙でポロッと出されたんですけれども、今度の、きょうの一般質問なんかもそうですけれども、各議員の質問する資料なども、前もってタブレットのほうに入れてもらえるようになりましたので、大変ありがたく思っております。

今後ますますこのように進めて、ぜひペーパーレスになるように、100%まで行ってほ しいなと思いますけれども、そこら辺のところの執行部の対応をお聞かせください。よろ しくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) ただいまの飯田議員の、議会のほうでも皆様がペーパーレス に向けた取り組みを行っているので、執行部のほうでもそれに一緒になって、そのペーパ ーレスを推進していただきたいとそういうことのご質問でございました。

ペーパーレス化には、経済性また効率性、安全性、また合規則の観点からも、その方向性と問題点を十分に検討をした上で、これまで以上にペーパーレスに向けた取り組みというものを全庁的に推進してまいりたいと考えております。議員の皆様方にもご協力をいただきながら、ICTの利活用により引き続きペーパーレスを推進し、公務の効率化と経費の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

以上であります。

- 〇議長(下村 宏君) 飯田洋司君。
- ○3番(飯田洋司君) 質問ではありませんけれども、本当に本村は日本で5本の指に入るくらいICTが進んでおります。小学校しかり、来年26年度から、中学校にもそういった形でいろいろな計画がなされております。防災の無線LANにしてもそうですけれども、相当の部分で他市町村に比べるとハード面でもソフト面でも、ペーパーレスを進める条件はそろいました。ぜひ、議会そして執行部と力を合わせてやっていきたいと思いますので、どうか協力よろしくお願いします。質問は以上です。
- ○議長(下村 宏君) 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了します。 次に、山本一惠君の一問一答方式での一般質問を許します。 山本一惠君。
- **〇7番(山本一惠君)** それでは、通告に従いまして質問いたします。 まず1点目、鬱病対策として、「こころの体温計」の導入について質問いたします。

我が国では自殺者が毎年3万人を超え、深刻な社会問題になっています。自殺した人の動機に関する警視庁調査によると、鬱病などの健康問題が原因、動機と見られる人が最も多くなっており、いまや鬱病対策は喫緊の課題となっております。厚生労働省によると、有病者数は250万人、鬱病を含む気分障害の有病者は1,000万人以上いると推計され、日本人の15人に1人が経験する、いわば国民病となりつつあります。

鬱病発症期間は、長くなれば長いほど、回復率が低下するにもかかわらず、鬱病患者の 1年以内の受診率は2割にとどまっていること。また、鬱病は心筋梗塞や他の疾病を悪化、 長引かせることなども報告されております。急激に変わる社会状況から鬱病になる原因も さまざまで、産後鬱、いじめによる鬱もふえてきています。鬱病に対する疾病の理解を促 進させることで、鬱病を早期発見、早期治療を促す必要があると思います。

そこで、鬱病の早期発見に、「こころの体温計」というものがあります。これは、本人や家族が、携帯電話やパソコンで手軽に心の健康をチェックでき、ストレスや落ち込み度がわかるものです。鬱病に早く気づけば、それだけ受診が早くなり、自殺予防にもつながることができると期待されております。

この「こころの体温計」は、近隣では、稲敷市、阿見町、河内町を初め、全国で118の 自治体が既に導入しております。本村でも、この鬱病の早期発見を促すため、この「ここ ろの体温計」の導入ができないか伺います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** それでは、山本議員のご質問の鬱病対策としての「こころの体温計」の導入につきまして、お答えを申し上げます。

鬱病の原因は、精神的なストレスや身体の病気、性格や行動様式が関連しているといわれております。特徴は、心の不調だけではなく、体の不調を伴い、日常生活に支障が出てまいります。また、この病気は、気持ちの持ちようと思っている方も多くおりますが、先ほど山本議員がおっしゃられましたように、誰でもかかる可能性のある病気で、治療が必要な病気でございます。

病気に起因すると思われる自殺者は、平成24年度、全国で2万8,766人、茨城県で475人、 美浦村は8人で、内訳は男性が5人、女性が3人でありました。鬱病は女性に多く、自殺 は男性に多いといわれております。年齢的には、男女とも高齢者が多くなっております。

全国的にふえつつある自殺者を救うべく、国では平成18年度、自殺対策基本法を制定し、 対策に力を入れているところでございます。メンタルヘルス(こころの健康)はとても重要で、かつ本村としても鬱病対策と自殺対策等をあわせて考える意味から、平成23年度は、 映画会「カラフル」の上映と講演会、アルバのミニ演奏会、また社会福祉士や保健師による月1回の相談会を行い、また、中央公民館図書室、小中学校図書室に予防関連図書の整備を図りました。

24年度におきましては、映画会「ツレがうつになりまして」の上映や、社会福祉士、保

健師によります月1回の相談会を行いました。また、昨年に引き続き、中央公民館図書室、 小中学校図書室に自殺予防関連図書の整備を図っております。

ご質問のありました「こころの体温計」につきましては、東海大学医学部が監修をしまして、民間企業が運営をしております。この「こころの体温計」に、本人や家族がパソコンや携帯電話で手軽にアクセスをしまして、ストレスチェックなどを行い、診断できるものとなっております。県内の状況につきましては、既に12市町村で導入され、近隣市町におきましても導入、活用をされております。

このようなことから、ふえつつある心の病気対策として有効な手段と思われますので、 美浦村でも平成26年度より導入をいたします。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 山本一惠君。
- **〇7番(山本一惠君)** ありがとうございます。久しぶりに、「検討」ではなく「導入」 というふうに言っていただきまして、ありがとうございます。もう本当に期待してしまい ます。

この導入に当たりまして、広く皆様にお知らせするという意味でチラシ等があると思うんですね。そのチラシの配布方法とか、それから置く場所とかそういうもの、もし何か具体的にお考えがあるようでしたらちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- ○保健福祉部長(浅野重人君) ただいまの質問にお答え申し上げます。

村民への周知の方法といたしまして、「こころの体温計」と、美浦村並びに茨城県等の相談窓口を掲載いたしましたチラシを、新聞折り込み等により全戸配布を予定しております。また、「広報みほ」にも掲載をいたします。

続きまして、美浦村のホームページ1枚目に、この「こころの体温計」に直接リンクできるようにいたします。あわせて、チラシや「広報みほ」と同様な内容をホームページに掲載をしてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 山本一惠君。
- **〇7番(山本一惠君)** ありがとうございます。もう一点、その置く場所ですが、今、保健センターとか、皆さんがご利用する公共施設等にも、できれば置いていただければと思います。

なかなか、これは本当にこもっている、いろいろな、かかっている人はなかなかそういうところにも行かれない方もいらっしゃると思いますので、そういう意味でも全戸配布していただき、また、行政区を使った、「広報みほ」とかをそういうところに配布をしていただくということなんですけれども。また、定期的にその紙が永久保存ではないので、で

きれば、また定期的にそういうものの配布も、全戸配布はもしあれでしたら行政区を通じて、配布していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでいいです。 もしそれがかないませんでしたら、また質問しますのでよろしくお願いします。

これは一日も早い実施を期待して、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、2点目のまちづくり出前講座について質問いたします。

本村で実施しているまちづくり出前講座は、生涯学習活動を推進するため、地域の団体等が主催する集会等において生涯学習施策を総合的に推進することを目的に設置していると思います。村民、民間企業の社員、教職員、公共機関の職員、村職員等が講師になり、要望のあった村民のもとへ出向いてお話をすることにより、村政への理解を深めていただき、学習機会の拡大を進めることによって、生涯学習活動や生涯学習によるまちづくりの推進を図ることで実施されていると思います。

そこで、本村の出前講座は現在、先ほど配付していただきました資料にありますように、個人編52、サークル編11、民間企業編4、公共機関編7、行政編17、VHS・DVD編の貸し出しの25とありますが、これらの過去3年間の利用状況と今後の課題についてお伺いします。

- 〇議長(下村 宏君) 教育次長増尾正己君。
- **〇教育次長兼学校教育課長(増尾正己君)** 山本議員ご質問のまちづくり出前講座についてお答えいたします。まず、講座の概要についてご説明申し上げます。

まちづくり出前講座は、平成17年度に村民等の団体が主催する集会等において生涯学習施策を総合的に推進するために、美浦村まちづくり出前講座を設置しております。この講座は、皆さんの要望により、村民、民間企業社員等、教職員、公共機関職員、村職員等が講師となり、皆さんのもとへ出向いてお話しすることによって、村政への理解を深めていただくとともに、皆さんの学習機会の充実をお手伝いするものでございます。

出前講座のメニューといたしましては、民間部門では、個人編、サークル編、民間企業編があり、公的機関部門では、公共機関編、行政編などの登録となってございます。受講できる方は、村内に在住、在勤、在学の方でおおむね10人以上の方で構成された団体・グループとなっており、開催場所は村内に限ります。講師料は基本的には無料ですが、民間部門においては有料の場合があり、その詳細につきましては、配付しております資料をごらんになっていただきたいと思います。

利用方法につきましては、受講希望日の14日前までに、出前講座受講申込書により、中央公民館に申し込みをするものでございます。

議員ご質問のまちづくり出前講座の過去3年間の利用状況につきまして、回答いたしま す。配付しました資料をごらんになっていただきたいと思います。

平成22年度利用件数は3件、利用人数は92人、平成23年度利用件数2件、利用人数61人、 平成24年度利用件数は5件、利用人数118人となってございます。本年度の11月21日現在 の利用件数でございますが、利用件数11件、利用人数571人となっております。

24年度、25年度の利用状況を見ますと、対前年度より6件の増加、利用者数につきましては、453人の増加が見られます。以上が、過去3年間の利用状況でございます。

続きまして、今後の課題等のことでございます。今後の課題につきましては、この出前講座についてのPRは、今までもホームページや中央公民館内の広報用ラックなどで周知してきましたが、新たに平成25年1月号の「広報みほ」のお知らせ欄に、まちづくり出前講座について掲載しております。あわせて、美浦村ホームページでは、利用者側にわかりやすいように、一部修正し掲載したところでございます。また、同時期に、美浦村まちづくり出前講座内容のダイジェスト版を全戸配布しておりますが、利用件数及び利用人数につきましては、まだまだ少ない状況にあります。

講座メニュー等につきましては、豊富に登録をいただいていると思いますが、今以上に メニューの充実やPRの方法等に工夫が必要かと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 山本一惠君。
- **〇7番(山本一惠君)** 資料を見まして、本当に内容は全体にはたくさんあるんですけれども、ちょっと行政編がどうなのかなという点がありました。

まちづくり推進のために出前講座をさらに普及していただき、まちづくり村政の理解を 深めるという視点からも、このPRの方法、また、行政編の内容のさらなる充実を図るこ とが必要でないかなと思いました。

他の市町村では、この行政編の講座の数が、ほかのものよりも多く、講座の内容も、うちには介護保険制度というものがありますけれども、福祉部門ではもっとたくさんあります。「国民健康保険の仕組み」「国民年金の仕組み」、また「障がい者の福祉サービス」「税の仕組み」「知っておきたい飼い主のマナー」、また、「下水道の仕組み」「自主防災組織の結成と活動」など、いろいろなあらゆる分野の行政編の講座名が用意されております。

本当に美浦村の場合は、まだ、職員の、全体的に少ないですけれども、やはり皆さんが 聞きたいというものはどれも共通ではないかなと思います。この辺もちょっと検討してい ただきたいと思います。

ここでお聞きいたしますが、先ほどの利用件数の中にありました、今年度利用件数が11件とありましたが、これの講座名の内訳がわかりましたら教えていただきたいと思います。それと、PRの方法、行政編の内容を充実しますということですけれども、何か具体的にこういうふうにしたい、するというものがありましたら、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

以上3点、再度質問いたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(下村 宏君) 教育次長増尾正己君。

〇教育次長兼学校教育課長(増尾正己君) それでは、山本議員の質問にお答えしたいと 思います。まず初めに、行政編の内容の充実について申し上げたいと思います。

行政編では、17の登録が現在されていますが、利用については伸びていない状況にございます。今後は、住民が何に関心を持たれているのか、どのようなことを学習したいのか、それと、近隣の市町村の状況等を検討いたしまして、生活分野、環境分野、福祉分野、健康分野など、主管部署と協議を行いまして、行政編に追加できるようなことで考えてございます。具体的にはどういうことかということがございましたが、やはり年金制度についてとか、あとは国民健康保険についてと、そういうところが一般の方が関心が高いかなということがありますので、こういう分野について検討をして、来年度に盛り込むような形で検討したいと思います。

それと、次にPRの方法について申し上げたいと思います。PRの方法につきましては、公民館内に案内チラシ等を置いております。他の村の公共施設等にも「出前講座」案内チラシを置きましてPRに努めるとともに、ホームページにおいても検索しやすいような工夫をしていきたいと思います。このことは、美浦村社会教育委員会議においてPRの方法を協議していきたいと考えてございます。

最後になりますが、本年度の11件の内容でございます。平成25年度利用件数の11件、利用者571人の詳細を申し上げます。配付しております出前講座配付資料を見ていただきたいと思います。

個人編では、資料のNo. 30「裏千家茶道」が1件、36人の利用となってございます。 次にサークル編は、資料のNo. 6「楽しいお話会」、7番「読み聞かせ」、合わせまして5件で459人の利用となってございます。

公共機関編では、資料のNo.1「応急手当講習会」、No.4・No.5 「法務局職員の身近な 法律相談」①、②で4件、66人の利用者となってございます。

また、行政編では、資料のNo.19「中央公民館見学」で1件、10人となってございます。 以上が今年度の11月21日までの実績の詳細でございます。よろしくお願いしたいと思い ます。

- 〇議長(下村 宏君) 山本一惠君。
- **○7番(山本一惠君)** ありがとうございました。最後なんですけれども、村長にお聞きしたいと思います。このまちづくりという観点から出前講座の位置づけは、住民の方との接点、あるいは住民がまちづくりに関心を持っていただく、村政に理解を深めていただくという観点からも非常に大事なことではないかと思いますので、村長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。
- 〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。
- ○村長(中島 栄君) それでは、議会の皆さんには再開日の定例議会出席、大変ご苦労 さまでございます。

また、きょうは傍聴の皆さん、なかなかこういう一問一答、9月から始まりましたけれども、お互い質問しているほうと答弁、結構明快な質問と答弁で、中身はご理解いただけるのかなというふうに思っております。議会もこのように、議会基本条例を踏まえて、各地区の視察研修をしながら、開かれた議会を目指して日々精進されております。ぜひ、きょうだけに限らず、これからもぜひ、機会を見て傍聴を私のほうからもお願いしたいと思います。

それでは、山本一惠議員の村民といかにこの行政が身近につながるという意味では、この出前講座を通して、いろいろなところに参加をしていただく。行政編の中は一番わかりづらい部分が結構あるのかな、あと、法改正などもあって、その都度、いろいろな理解をしなくてはいかんという部分では、行政編が一番理解しづらいのかな、特に国保関係とか利率の変わる部分とか、そういう部分では、行政からも発信はしますけれども、理解をされない方、個人的に相談に来る方はおりますけれども、出前講座の中で、皆さんの考え方に対してこのように変わりますとか、こういう制度になっていますという部分は周知させていかなければならないのかなというふうに思っております。

そういう意味では、民間の部分も含めていろいろな方が講座の中でこういうふうに登録をされております。ぜひ、そういう意味では住民の皆さんに参加をいただいて、その機会はつくりますので、ぜひ参加をしていただきたい。

住民からのいろいろな提案で、まちづくりは行政側だけじゃなくて、議会だけでもなく、 住民の参加があって初めてよりよい地域づくりがなされるものと思っておりますので、議 員おっしゃるようなこの出前講座をもっと活発に周知させていただいて、こういう機会が ふえることを私のほうも望んでいますので、ぜひ議員のほうからも声を出していただいて、 みんなに参加をしていただくことをPR、お願いをしたいなというふうに思います。

- 〇議長(下村 宏君) 山本一惠君。
- **〇7番(山本一惠君)** ありがとうございます。まちづくりのために、住民と行政が一体になって、本当にすばらしい美浦村ができるよう期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(下村 宏君) 以上で、山本一惠君の一般質問を終了いたします。 ここで、一般質問の途中でありますが、暫時休憩といたします。 11時20分に再開をいたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。 山崎幸子君。 ○5番(山崎幸子君) 5番議員、山崎です。通告に従い、1回目の質問をいたします。

先日、厚労省で2011年度に病気やけがの治療で全国の医療機関に支払われた医療費の総額が、前年度比3.1%増の38兆5,850億円、国民1人当たりでは9,700円増の30万1,900円で、30万円を初めて突破し、いずれも5年連続で過去最高を更新したとの発表がありました。

同僚議員が9月定例議会で、本村の医療費の状況についての質問をしましたが、国の数字よりはやや低かったものの、やはり医療費は国保財政運営を厳しくしています。厚労省の発表の中で医療費が増大している理由としては、高齢化が進んだ上、医療技術が進歩して医療費が膨らんだのが主な原因であると言っています。

そこで大切なのは予防が一番ですが、病気になった場合は早期に見つけること、そうすれば、治療も高額な医療費をかけずに済み、本人にとっても行政にとっても医療費の負担が小さく済みます。

鳥取県日南町では、「検診を受けてソウルへ行こう」というキャンペーンを展開して、低迷する受診率の底上げをし、さらに、米子空港からのソウル直行便搭乗率のアップにもつなげようという一石二鳥のアイデアで、効果に期待を寄せているとのことです。日南町では、2013年度の新規事業に、検診受診率向上事業10万円を計上。国保会計も同額を予算化し、連携して実施することにしたとのことです。キャンペーンでは、年度内に検診を受けた住民を対象に、抽選で3、4人を選び、それぞれに旅行券を贈呈するというものだそうです。20万円くらいの予算で健診の受診率が上がれば、結果的には行政の医療費も削減できるのではないでしょうか。本村でもぜひとも取り入れてみる価値はあるのではないでしょうか。明快なご答弁をお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** それでは、山崎議員ご質問の医療費削減対策についてお答えを申し上げます。

日本は世界有数の長寿国となりましたが、少子高齢化の進行とともに、生活習慣の変化によって、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、その結果、介護を必要とする人もふえております。本村においても、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病に起因する死亡者が、平成23年度では総死亡者数の51%に達しております。

医療費について申し上げますと、国民医療費は平成23年度年齢別で見ますと、65歳以上が総医療費の55.6%を占めています。美浦村においての国民健康保険の医療費等は、9月定例会にも一般質問がありましたが、再度申し上げたいと思います。

山崎議員ご指摘のとおり、本村の国民健康保険につきましては、少子高齢化の急速な進展や医療技術の高度化や、疾病構造の変化等に伴い、増加している状況です。また、昨今の景気低迷を受け、保険税収納率の低迷など、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、国民健康保険財政運営は極めて厳しい状況であり、一般会計より多額の繰り入れを余儀なくされているところでございます。これらを打開するための一手段

として、国民健康保険特定健康診査の受診率を上げることは、非常に有効と考えております。お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

国保特定健診については、全て県平均を上回り、平成20年度が19位だったものが、24年度には9位とベストテン入りをしてきており、年々上向いております。高齢者健診のほうも全て県平均を上回っており、平成20年度が17位だったものが、21年度には6位となっており、23年度には2位と、特定健診より年々上向いております。

このようなことから、住民誰もが健康で元気に暮らせるためには、生活習慣病予防や介護予防を進めていくことが重要な課題となっております。そのための効果的な方法として、運動機会をふやすことや食事内容の見直し、そして健診を受けることでございます。

健診の必要性の周知を図り、受診率の向上を目指し、取り組んでいるところでございますが、がん受診率については横ばい状態となっているのが現状でございます。

健康を維持するためには、住民みずから意識の改革と行動変容を促すことが必要であり、 住民個人の力と、あわせて行政として行動変容を支援していく一つに、今まで以上に広報 や健診受診通知等で、一般的な情報に加えて客観的な村の医療費や健診受診の状況、国、 県あるいは近隣市町村との対比など情報の提供、健康相談などを通じて、住民の働きかけ をしていきたいと考えております。

その上で具体的には、健康意識を高めるための配布物や検診時のポイント事業も検討していきたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 山崎幸子君。
- ○5番(山崎幸子君) ご答弁ありがとうございます。

特定健診受診率は、美浦村としては県内で受診率の順位は非常にいい順位で、それはとてもよいことだと思います。しかし、がん検診の受診率は横ばい状態とのこと。高額な医療費がかかるのはやはりがんの場合ですので、ぜひともがん検診の受診率を上げるために、旅行券が当たるというキャンペーンを取り入れてもらいたいと思います。

先ほどポイント制度なども考えているとおっしゃっていましたけれども、本年、私たちもそのポイント制度を、受診率を上げるためにポイント制度を使っているというところを視察に行ってきましたけれども、そこは余りいい効果は上がっていなかったようです。だから、それよりも、あそこでポイント制度を使っていたところよりも、この旅行券が当たるというほうがすごく金額は少なく済むんですよね。行政側で使う予算としては。それで、こういう話題性を上げるということで受診率は上がると思いますので、20万円くらいの支出でもっともっと大きな医療給付費の削減につながると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それと、国の統計上の年齢別で65歳以上の医療費は全体の55.6%を占めているとのことです。そこで、以前、私が質問した65歳以上の人によるボランティアポイント制度を、いま一度考えてみたらどうかと思います。高齢者がポイントをもらえるならボランティアを

やってみようかなと思うきっかけとなり、そのことにより生きがいを持ち、生活に張りが 出て、病気になるリスクも減ってくると思います。

教育長にお聞きします。国は今後、学校の土曜授業を取り入れていこうという方向性を 打ち出しておりますが、本村としても、土曜授業を取り入れた場合、先生たちの負担を軽 減するため、下校時の生徒の見守りを地域の老人会の人たちにお願いをしたいが、地区に よっては老人会のない地区もあるし、というような話を聞きました。

そこで、この高齢者のボランティアを利用すれば、結果的には医療費の削減にもつながると思うのですが、教育長のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(下村 宏君) 教育長門脇厚司君。
- **〇教育長(門脇厚司君)** 山崎議員のご質問に回答いたします。きょうは傍聴者が多いようですけれども、高齢者も多いようですので、今からの質問は丁寧にお聞きいただきたいというふうに思います。

山崎議員のご質問の趣旨というのは、高齢者が増加することによって医療費がどんどん膨らんできているというようなこと。また、そういうような状況を回避するためには、高齢者に活動の場を与えることによって、高齢者が長く健康を保てるような措置をとったらどうか、そのための一つの措置として、学校の教育に協力するとか登下校の見回りに参加してもらうとかというようなことをすれば、また同時に、そういうようなボランティアに参加する高齢者がふえるためには、ボランティアポイント制度といったものも導入することにしたら、子どもたちのためにも、高齢者自身のためにも、また村の財政のためにも、いい結果につながっていくんじゃないかというようなご提案が含まれているというふうに受けとめております。

そういうようなご提案には、教育長として、全く異論はございません。そういう方向でできるだけ進めてまいりたいというふうに思っているところです。

ご承知のとおり、教育委員会のほうでは、かねて、もう既に2年前になりますけれども、学校支援地域本部というものを組織化しようということで、さまざまなところで説明をしてきております。民生委員の定例会だとかPTAの会合だとか、あるいは学校評議員の会合だとかで、教育長の私案として、さまざまなところで説明をしてまいりました。

それで、昨年一年かけて美浦村の教育振興基本計画というものも策定し、今年度承認していただいたところでございますけれども、その中の中心として考えているのは、先ほど申し上げました学校支援地域本部、略称SS本部というふうなものでございますけれども、来年度はいよいよ26年度から教育振興基本計画に本格的に取り組みたいというふうに思っていますので、その中核として一番重要なポイントとして、今後の美浦村の教育をさらにまた充実させるためには、何としてもこの学校支援地域本部、SS本部を成功させないといけないというふうに思っております。

昨年度末には、社会福祉協議会とも話し合いをして、社会福祉協議会が昨年3月立ち上

げたボランティアセンターと協力しながら、この事業を進めていきましょうというふうに話し合ってもいるところです。ただ、残念ながら、今のところ私の思惑とはちょっと違って、なかなか前へ進められていないというのが現状でございます。

また、今年度でしょうか、社会福祉協議会のほうでも地域福祉計画の行動計画も策定をしているわけでございますけれども、その中の一環として地域の見守り活動というものも入っておって、その中の一つに、下校時の見回りに高齢者に参加してもらうというようなことも入っているようです。ことしの10月ですけれども、社会福祉協議会のほうからの要請もありまして、既に村の3カ所ですけれども、2週間ほど老人会の方々の協力を得て下校時の見回りを実際にもうやっていただいております。

また、来年の1月も同じようなことをやってくださいというような要望が届いておりますけれども、そういうような実績を踏まえながら、福祉介護課とか社会福祉協議会と相談しながら、ご提案のボランティアポイント制度も含めた形のものを、来年度できるだけ早い時期に実現するような方向で行動してまいりたいというふうに思っています。

ボランティアポイント制度がどういうような形になるかというのが一番重要なポイントかと思いますけれども、美浦村独自のやり方があるじゃないかというふうに思っておりますので、そういう方向で実現をしていきたいと思っています。

また、質問の中にありましたけれども、文部科学省も来年度から土曜授業を実施するというようなことで本格的に動き始めているようですけれども、そういうようなことももうかねがね教育委員会としては想定しておりまして、そのためにも学校支援地域本部というものを早目に立ち上げないといけないというふうに思っておりましたので、あれこれ含めながら、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

以上です。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **○保健福祉部長(浅野重人君)** 先ほどご質問のありましたことについて、お答えを申し上げます。山崎議員から、旅行券の抽選で健診率をアップという方法も考えられるのではないかというご指摘でございますが、先ほど答弁をいたしましたように、今後、ポイント事業を検討して、その中でいろいろな、例えば村の活性化につながるようなものとか、ポイントをためて、そういうものによりまして地域の活性化と健診率のアップを図れればいいと考えております。

また、先ほどございました、ときがわ町のポイントアップキャンペーン、スモールチェンジポイントアップキャンペーンですね。こちらについても、私もときがわ町に行政視察をさせていただきまして、担当者から、年度途中であるが若干健診率が上向いてきているという話も聞いておりますので、こちらについても、先ほど申し上げましたように、ポイント制度事業について、今後検討して進めてまいりたいと考えております。

また、つくば市でもこのポイント事業を行っておりますので、稲敷市で行っている関係

で、そちらのほうも研究しながら、今後どのような方向で進めていったらいいか、前向き に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 山崎幸子君。
- **○5番(山崎幸子君)** ご答弁ありがとうございます。先ほど教育長の前向きなご答弁ありがとうございます。これからも本当にその方向でよろしくお願いいたします。

私が言っている高齢者のボランティアポイント制度というのは、そのボランティアを主と考えるのではなくて、高齢者がそれをやることによって生活に張りが出て、本人が介護になるのを少しでもおくらせるような、そういったことを目指して私はこの質問をしておりますので、ボランティアの人を集めるとかそういうことではありませんので、そういった方向で、高齢者が介護にならないようにということで考えてください。

それと、保健福祉部長のご答弁で、受診率アップのため、やはり何かポイント制度ポイント制度と、ポイントにかなりこだわっていらっしゃるみたいですけれども、それも成果が上がれば非常にいいことだと思いますけれども、ぜひともその中の一つに、この旅行券というものも考えの中に含めてみてください。本当にわずかなお金でできることですので、どっちがいいのか、その辺も考えに含めて考えて。

そして、最後に教育長に、今の受診率アップに向けての、じゃ、旅行券のキャンペーン のことと、高齢者のボランティアポイント制度、そのことに関して村長の見解をお聞きし ます。

村長の見解をお聞きします。よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。
- **〇村長(中島 栄君)** それでは、山崎議員の受診率を上げるという中で、日南町の受診 して、海外旅行の一つの抽選でありますよ、で受診率が上がっていますという、一つのモ デルがあるということで。

今、きょうも傍聴に来ている方は、元気な方なんですよ。ここに来られない人はなかなか元気じゃないという人なので、ぜひ、こういうふうにボランティアも含めて、いろいろなところに、外に出る。そしてまた旅行も行けるというようなところに参加をしていただくというのが医療費の削減に協力していただいているという部分になります。

先ほど教育長もボランティアの話をしましたけれども、ボランティアセンターが立ち上がる前は、ボランティアの団体が約10から11ぐらいの団体で、100人ちょっとでした。センターを立ち上げてからは、1人でもボランティアに参加ができる、登録ができるということで、今は多分350~360名、3倍ぐらいにふえているというふうに思います。

そういう意味でも、ボランティアをしなくちゃいかんじゃなくて、先ほどの学校の下校の見守り、ちょっとした時間をそういうところに参加できる。この前もちょっと話したんだけれども、「ちょいボラ」という、そういうちょっとボランティアに参加するよということでも、毎日、下校時に私はここからここまで、ここの範囲だけを子どもたちと一緒に

見守りをやりたい。それが15分でも20分でも、そういうことが継続されるということが健康の維持につながることだと思います。

先ほどから、ポイントではなくて、旅行券をという話が議員のほうからありますけれども、村の中では、まず旅行ありきということよりも、ポイントの中で、旅行もその中で加算されていけばいいのかなというふうには思っております。最初から、海外旅行に行けますよ、というふうになると、何となく、ニンジンぶら下げて「みんな、おいしいのあるから」という話になるよりは、そういう積み重ねの中のポイントが幾つたまると、そこに到達できるかなという部分はちょっと、よそでもやっていることなので、美浦村の中でもひとつ、そういうものは何がいいかは議論をしていきたい。最初から海外旅行という部分だけじゃなくて、じゃ、ポイントの中でこれだけがここに、海外旅行とか旅行券が出ますよとか、私は3回しか行かないのに、私は該当しないんですか、ということになると、先ほども部長が話をしたように、地域の中の活性化も踏まえて、何かがそこに当てはまるという部分はつくっていきたいというふうに思っております。

ちょっと例を出しますと、ことしの文化祭、成田空港株式会社から10万円の旅行券1本と5万円の旅行券2本をいただきました。ことしは抽選で出ますよと言ったら、はるかに人がたくさん来てくれて、抽選券1,000枚があっと言う間になくなった。私は、そういう一つのアピールもそういうふうなにぎわいをつくるのかな、というふうに思ったんですけれども、何かお年寄りの方に聞くと、「三笠優子が来たからだよ」なんていう話で、そういう話もあるんですけれども、それも一つの相乗効果なのかなというふうに思っておりますので、議員おっしゃるようなそういう旅行の部分も加味しながら、ポイントで、1回来ただけの人でも、そういう抽選でということだけじゃなくて、より受診率を高めたポイントを得た人にも優先権ができるような制度もちょっと考えさせていただきたいと思います。やらない、ということでありません。よりいいものを美浦村として受診率を上げるために何がいいかということをひとつ検討もしながら、ぜひ導入をする方向で考えていきたいというふうに思います。

〇議長(下村 宏君) 山崎幸子君。

○5番(山崎幸子君) ご答弁ありがとうございます。ぜひとも話題性のあるようなものを考えていってください。そして、ポイントをためて、これがもらえるよといっても、「こんなのじゃ要らないから、じゃ、いいや」というようなものにならないように、話題性をもってお願いします。

それと、高齢者のボランティアポイント制度なんですけれども、これは、ボランティアをやる人、ボランティアをやる人という、ボランティアをやる人を集めるということを主にするのではなくて、ボランティアに余り興味のない人もぜひとも引き込めるような、何かポイントとして自分の介護保険の足しになるとか、そういったようなものを、じゃ、少しやってみようかなというような、そういう方向で考えていってください。

以上で、私の質問は終わりとします。

○議長(下村 宏君) 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了をいたします。 一般質問の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。 なお、午後1時より再開をいたします。お疲れさまでした。

午前11時50分休憩

午後 1時00分開議

○議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、石川 修君の一問一答方式での一般質問を許します。 石川 修君。

○13番(石川 修君) それでは、通告に従いまして、私のほうから一般質問したいと 思いますけれども、私も3年ぶりぐらいになろうかと思いますけれども、一問一答方式を 取り入れて12月で2回目ですから、私もこれは初めての経験で、うまくかみ合うかどうか わかりませんけれども、よろしくご答弁のほどをお願いをしたいと思います。

さて、1点目でございます。医療費の増加と介護施設についてでございますけれども、午前中、山崎議員のほうで、ダブるかと思いますけれども、超高齢化社会に向けて本村においても年々医療費の支出が増加してございます。午前中の山崎議員の質問の中にもありましたけれども、国民1人当たり30万1,900円ということで、30万円の大台に乗ってしまったということでございますけれども、美浦村は国の増加より増加率は小さいというふうなことではございますけれども、そういう中、過去10年ぐらいの医療費の実績はどのくらいなのかということで、6点ほど質問させていただきますけれども、執行部のほうとすり合わせをしまして、1点1点やりますとたびたび座ったりお互いに大変なので、とりあえず1回目の質問で、国保の費用額は幾らか、それから、65歳以上の医療費は幾らか、それから3番目の後期高齢者の医療費は幾らかということで第1回目の質問をさせていただきますので、よろしくご答弁をお願いをしたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** 石川議員のご質問の医療費の増加についてお答え申し上 げます。

お手元にお配りしております国保後期高齢者の医療費状況についてをごらんいただきたいと思います。それに基づきましてご説明を申し上げます。

まず、国保費用額はということでございます。石川議員ご指摘のとおり、本村の国民健康保険につきましても、少子高齢化の急速な進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴いまして、年々増加している状況であります。

国保費用額につきましては、平成18年度は13億6,000万8,000円でございます。平成19年度、14億5,973万7,000円、平成20年度、14億4,508万1,000円、平成21年度、14億6,708万

9,000円、平成22年度、15億4,582万円、平成23年度、15億4,590万7,000円、平成24年度、14億9,713万1,000円となっております。

前年度対比では、平成19年度に7.3%と上昇し、20年・21年度と同額程度に推移しております。また、平成22年度に5.4%上昇いたしまして、平成23年度は前年度とほぼ同額となってございます。24年度につきましては、3.2%の減額となっておりますが、主な要因といたしまして、東京医科大学茨城医療センターの受診者が減っていることが一つと考えられております。

2つ目に、ジェネリック医薬品の利用率が24年度当初では27.35%でしたが、年度末には29.66%まで上がってきております。このことも減額の要因と思われます。

続きまして、65歳以上、75歳未満の医療費についてご説明を申し上げます。

平成18年度は、2億2,931万7,000円、平成19年度、3億477万4,000円、平成20年度、5億8,482万円、平成21年度6億8,376万円、平成22年度、7億76万5,000円、平成23年度、6億7,499万8,000円、平成24年度、7億1,370万円となっております。

前年度対比で平成20年度に91.9%上昇しています。これは、後期高齢者制度創設に伴い 国保年報等の様式の部分で、平成19年度以前は70歳以上だったものが平成20年度から65歳 以上に5歳短縮されたためでございます。

続きまして、後期高齢者75歳以上の医療費について申し上げます。平成21年度は、12億7,500万7,000円、平成22年度12億6,848万4,000円、平成23年度、13億6,018万6,000円、平成24年度、13億3,976万5,000円となっております。

平成24年度が減っている主な要因としまして、国民健康保険と同様で、東京医科大学茨城医療センターの受診者が減っていることが一つ考えられます。二つ目に、ジェネリック医薬品の利用率が24年度当初では、25.52%でしたが、年度末には29.01%にまで上がってきております。このことも要因と思われます。

以上、医療費についてご答弁いたしました。よろしくお願いいたします。

〇議長(下村 宏君) 石川 修君。

○13番(石川 修君) 保健福祉部長には、資料の提出、ありがとうございます。ただいまの部長のほうからの答弁でございますけれども、国保、後期高齢者の費用が年々増加傾向にありまして、一般会計からの繰り入れで賄うような状況であります。このままだと一般会計も逼迫することになるわけでございますけれども、答弁にありますように、平成24年度は、国保それから後期高齢者も減、減っているということでございましたけれども、この要因には、東京医科大学茨城医療センターの受診が減っていることと、ジェネリック医薬品の利用率を上げることによって減額ということで、実績が示されたものだと思います。

つきましては、予防ということで健康診断、山崎議員のほうからもありましたけれども、 やっぱり予防が大事でありまして、一つは予防率を上げていくべきだろうというふうに考 えてございますけれども、もう一つ、決算審査のときにも、私、ジェネリックのことでご 提案をさせていただきましたけれども、今後もジェネリック医薬品の利用率をさらに上げ るべきだというふうに考えていますけれども、今後どのように利用率を上げるために推進 するのか伺いたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** お答えを申し上げます。ジェネリック医薬品の活用につきましては、国保加入者全世帯にことし3月、チラシを郵送し、周知を図っていくところでございます。なお、そのときにジェネリック希望カードも同時に配布をいたしております。

今後は、レセプト点検員とジェネリック医薬品差額通知の対象範囲を検討し、今年度末での発送を現在準備を進めております。この通知によりまして、お支払いしている医薬品とジェネリック医薬品にかえた場合の差額が、世帯ごとにわかるような内容で現在検討しております。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 石川 修君。
- **〇13番(石川 修君)** ジェネリックにつきましては、チラシをつくって年度末に発送するということでございます。私も実は65歳を過ぎていまして、生活習慣病がありまして、毎日薬を飲んでおりますけれども、ジェネリック対象にならない薬もあるようでございますけれども、なるべくジェネリック、価格の安いやつで効能は同じでありますので、その辺のことも十分に含めて保険加入者にお願いしていただけたらいいなというふうに思っています。

そういうことで、年度末にはチラシとカードを配るということでございますので、保険加入者にはその辺のところをご理解いただいて、進んでジェネリックを利用していただければなというふうに期待をするところでございます。

続きまして、美浦村の介護施設は何カ所なのか。それから、施設に入所、通所の人数は どのくらいあるのか。それから、今後、介護施設開業の動きはあるのか。あるとすれば、 村として許認可していくのか、お聞かせを願いたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** それでは、美浦村の介護施設等についてお答えをいたします。お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

入所介護施設は6施設でございます。内訳は、指定介護老人福祉施設が1施設、指定介護老人保健施設が2施設、地域密着型施設として小規模特別養護老人ホームが1施設、同じく地域密着型施設で、認知症対応共同生活介護・グループホームが2施設となっております。

通所介護サービス事業所につきましては、5事業所でございます。さきに申し上げまし

た入所介護施設に併設している事業所が4事業所です。内訳といたしまして、通所介護事業所が2事業所、通所リハビリテーション事業所が2事業所となっております。そのほか、単独の通所介護事業所が1事業所となっております。

続きまして、入所者、通所者の人数についてお答えを申し上げます。お配りいたしました資料の最終ページから1ページ戻っていただきまして、施設総合計の人数等を載せてございます。

最初に入所介護者数から申し上げますと、6施設の施設定員が329人で、11月1日現在で320人の方が入所されております。ほとんどの施設が満床となっている状況です。320人の入所者のうち、村民の入所者が148人で、約46%となっております。

続きまして、通所介護と通所リハビリ者数についてお答えいたします。5事業所の定員が130人で、11月1日現在で180人の方が事業所に利用登録をしておりますが、通所介護及び通所リハビリの方につきましては、ケアマネージャーが一人一人の介護度に応じましたケアプランを作成した中での利用となります。

具体的には、介護度に応じまして、週に利用できる日数が決まっておりますので、事業 所は定員の枠内での運営をしております。

続きまして、ご質問の介護施設開業の動き、また、村として許認可していく予定等についてお答えを申し上げます。

ことし10月下旬に法人の責任者がグループホームの設置を検討しているので、補助金等も含めた相談に来所されております。後日、村といたしまして、村内のグループホーム施設が定員までの入所者がいないため空きがあることや、現在の第5次介護保険事業計画の中に、グループホーム等の施設整備計画がないため、施設設置の許可条件外であること、同様の理由で補助金の対象でないことを説明しております。

以上のことから、村として現時点で施設設置の許可は考えておりません。 以上でございます。

〇議長(下村 宏君) 石川 修君。

〇13番(石川 修君) ありがとうございます。美浦村の介護施設は何カ所かということでご答弁をいただきました。私も承知はしておりましたけれども、同所に入所している人数とか細かいことがわからないものですから、ご答弁をいただいたわけでございます。現在のところ、6施設の定員が329名のところ320名というご答弁がございました。ほとんどの施設が満床ということでございますけれども、やまゆりが幾らか空いているというふうなことは聞いてございますけれども、その320人の入所者のうち、148名が村内の入所者でございまして、多いか少ないかは別にして、そのような状況のことは理解をしておるところでございます。

それから、介護施設の開業の動きということでお聞きしたところ、グループホームの設置を検討しているという業者が来たということでございますけれども、現在の第5次介護

保険事業計画の中にグループホーム等の施設整備計画がないということで、補助金の対象 でないということで、現在はそういう動きがないということで理解してよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇13番(石川 修君) はい、わかりました。じゃ、それはそれで結構でございます。 続いて、村民の健康づくりについて質問をさせていただきます。

ことし7月に美浦村地域福祉計画並びに地域福祉活動計画が策定されまして、私もこの 冊子をもらってございます。8月には、美浦村健康づくり計画策定のためのアンケート調査が実施されましたけれども、その計画がどのように利活用されるのか伺いたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** 石川議員のご質問にお答えをいたします。美浦村健康づくり計画では、その策定につきましてどのように活用されるかについてお答えを申し上げます。

健康づくり計画は、平成16年10月に国の「健康日本21」、及び県の「健康いばらき21」の策定に準じ、本村において策定されておりました。この国、県ともその評価を踏まえ見直しがされ、平成24年に「第2次健康日本21」、平成25年3月に「第2次健康いばらき21プラン」が策定されました。本村においても、国、県の内容に準じて見直しをし、策定をする健康増進法に基づく行政計画でございます。

同時に、村民の健康増進にかかわる実践を促進する必要があることから、住民の自主的な健康づくりの行動指針としての目的を持つもので、そのためのアンケート調査、あるいは関係団体のヒアリングをしております。そのほか、現実的なデータをもとに策定をし、平成26年度から平成30年度までが計画の期間となっております。

施策の遂行状況や効果の検証を行い、健康づくり推進協議会の中で検討をいただき、適 宜、見直しを図りながら、計画に基づいて健康づくりを進めていきたいと考えます。よろ しくお願いをいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 石川 修君。
- ○13番(石川 修君) このことでございますけれども、平成25年の3月に、第2次健康いばらき21プランが策定されて、国、県の内容に準じて見直しをするという計画でございます。平成26年から平成30年までが計画の期間となってございます。そういうことで、部長の答弁では、健康づくり推進協議会の中で検討をし、適宜見直しを図りたいとの答弁でしたけれども、会議は何回開催して、協議会のメンバーはどのような方か伺いたいと思います。
- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** お答えを申し上げます。美浦村健康づくり推進協議会委員は、現在18名で、美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例、別表第3

条関係に掲げております。村長を初めとする村内の各団体の役職につかれている方で構成 されております。

構成メンバーを申し上げますと、村長、教育長、村議会議長、議会厚生文教常任委員会委員長、村医師会代表、村歯科医師会代表、国民健康保険運営協議会代表、商工会代表、区長会代表、女性行政推進協議会代表、食生活改善推進協議会会長、茨城かすみ農業協同組合代表、稲敷農業協同組合代表、土浦保健所長、保健福祉部長、福祉介護課長、国保年金課長、健康増進課長で構成をしております。

平成25年度におきましては、新たな美浦村健康づくり計画策定のため、年4回の開催を計画いたしまして、既に7月8日と11月6日の2回、開催をいたしました。今後の開催予定は、来年1月中に3回目を、3月中に4回目の協議会開催を計画しております。よろしくお願いいたします。

〇議長(下村 宏君) 石川 修君。

○13番(石川 修君) それでは、会議の開催はということでお伺いしましたところ、実は私、7月に1回出てございます。議長だったものですから、会議には出させていただきましたけれども、その後、11月、それから1月と3月に予定をしているということでございますけれども、しっかりと健康づくりには担当の課長さんもいらっしゃいますけれども、ただ単に小冊子をつくって、これで終わりですよということじゃなくて、やっぱり村民の健康づくりというのは、医療費の問題にもつながりますし、それから健診の受診率にもつながることだと思いますので、単にこういう計画をつくりましたよということじゃなくて、実際に活用できるような、そういう内容のある会議にしていただきたいなと、議長さん、それから厚生文教常任委員長さんも入るわけですから、その辺のことはよくしっかりとご協議をいただいて、すばらしいものをつくっていただきたいなとご期待を申し上げるところでございます。

続いて、高齢者のいきいき健康アップ事業として、高齢者を対象にICT (情報通信技術)を導入すべきと思いますけれども、どういう考えかお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

この事業は、つくば市において今年度9月より始まった事業と聞いております。内容といたしましては、消費カロリーや脂肪燃焼量などもはかれる高機能歩数計を高齢者に1,000円で提供し、日常生活で各自に携帯してもらい、市の施設に設置してある情報読み取り端末を通しまして、市がデータ管理と活用を行い、保健師や栄養士が個別の健康増進につなげていこうという取り組み事業でございます。

美浦村でも、今後健康増進事業には多方面から取り組まなければならないと認識をしておりますが、今後は先ほど申し上げました美浦村健康づくり推進協議会の中でご検討いただき、取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇議長(下村 宏君) 石川 修君。

○13番(石川 修君) ICTの件でございますけれども、このことにつきましては、こういうことしの8月13日に茨城新聞に載ってございまして、高齢者への高機能歩数計という、これは部長のほうに渡してありますけれども、これはつくば市は9月から65歳以上の高齢者を対象に、ICT情報通信技術高齢者いきいき健康アップ事業の施行に乗り出す。消費カロリーや脂肪燃焼量などもはかれる高機能歩数計を高齢者に提供し、市内6施設に設置したタブレット端末を通じて転送された計測データを市が管理、保健師らがデータに基づき、健康増進に向けて個別アドバイスする仕組みでございます。市は、ふえ続ける医療費や介護給付費などの抑制につなげたい考えということでございます。

市高齢福祉課によりますと、施行は、要介護認定を受けていない参加者約240人が対象 ということになってございます。先ほど部長のほうから話がありましたように、高機能歩 数計を1,000円で提供をし、日常生活で各自に携帯をしてもらうということでございます。

計測データの管理につきましては、NTTグループのNTTレゾナントが開発した健康管理アプリ「gooからだログ」でクラウドを活用するということでございまして、歩数計をタブレット端末に接続された読み取り機器にタッチすると、歩数や消費カロリー、脂肪燃焼量などの計測データが市に自動転送されまして、保健師らが運動量や健康状態に応じて、参加者の健康増進に向け、きめ細かくアドバイスをするということでございます。

実は私も、健康には気を使っておりまして、65歳以上になりまして、みずからの健康はみずからということでございまして、歩数計をちゃんとつけてございます。これはそういう機能はなくて万歩計というものでございまして、それを毎朝、約5キロ近く散歩をしておりますけれども、朝の散歩、それから朝起きてすぐアルカリイオン水を350cc飲んでございます。そういったこと。

それからトマト。トマトにつきましても、私はトマトが大好きでございまして、トマトのことを言うと、トマトが赤くなると医者が青くなるというほど効能があるそうでございまして、リコピンとかルチンがあって、高血圧の予防それから肥満の予防にも適しているということで、私は実施をしてございます。

そういったことで、今、高機能歩数計の話をしたわけですけれども、美浦村として、つくば市でやっておりますけれども、具体的に取り組んでいただけるのかどうか、再度伺いたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** ただいま石川議員からご質問のありましたことについて、 具体的な取り組みということでお答え申し上げます。

村民が生涯を通しまして健康で長生きするためには、村民一人一人による健康づくりと 社会的な支えが結びついて、健やかに過ごすことで実現すると考えております。村民の健 康は村の財産であるという認識のもと、この健康増進事業計画を実効性のあるものとして いくために、美浦村健康づくり事業は毎年ごとに健康づくり推進協議会を開催し、委員の 皆様のご意見等を伺うなど、事業の評価と改善を行いながら、村民の健康づくり推進に取 り組んでいきたいと思います。

また、先ほどご質問のありました高機能歩数計の採用につきましては、この健康づくり 推進協議会等の中でまたご検討をさせていただければと考えております。よろしくお願い いたします。

〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。

〇村長(中島 栄君) それでは、健康づくりのICTを活用したということは、すばらしい取り組みだなというふうには思います。また、美浦村で健康づくり推進協議会を今、第2回目までやりましたけれども、あと1月と3月に、4回やってという話が部長からありました。

議員おっしゃるように65歳からと言われたんですけれども、65歳以下でもいろいろな、 脂肪量も診断できるとすれば、50歳未満でも参加できる部分は、健康づくりの部分でいい のかなというふうに私も思います。高齢者の部分だけということではなくて、やっぱり若 い方でも、議員よりもちょっと肥満の方もいるかなというふうに、65歳にならなくてもね。 私もなっておりますけれども、私も歩いておりますけれども、自己管理はなかなかでき ない。やっぱり何かに頼って指示を受ければ、努力するような気はするんですけれども、 できれば65歳という部分で区切らなくて、若くてもちょっと努力をしたい、それから健康 な水準に戻したいという部分があるとすれば、年齢で区切られてしまうとなかなか、65歳 という年齢に達しなければ、ということになると、その以前にいろいろな持病が発症した りするとちょっと医療費の削減にもつながっていかない部分があるのかなというふうに思 いますので、健康づくりの中で、一つのつくば市のこのICTを利用した健康づくり管理 の部分を、美浦村としてはそういう若い人の中でもそういうところに管理をされれば、何 とか一所懸命そこに努力するかなというような意見も、この協議会の中で意見が出てくれ ば、この65歳で区切るということではなく、参加できる人、1,000円をいただくという部 分でそういうことが可能であれば、年齢を制限するしないを考えさせていただければと思 います。

ぜひ、健康づくりは医療費の削減につながりますので、もしこれが65歳以上でないとだめだよということであれば、私は該当しますけれども、それ以外の人も使えるような施策をひとつやっていければいいのかなと思いますので、これは健康づくりの中でちょっと検討させていただいて、年齢を明記しなくてもいいのかどうかという部分はひとつ検討させていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(下村 宏君) 石川 修君。
- **〇13番(石川 修君)** 村長の前向きな答弁、ありがとうございます。

私が65歳と言ったのは、たまたまつくば市が65歳以上を対象にということで、それで65

歳の年齢を申し上げたんですけれども、村長がそういうことであれば、若年層、いわゆる 50歳あたりからもピックアップして、高機能歩数計は1,000円でありますけれども、1,000 円だけというわけにはいきませんから、これは健康づくり推進協議会の中で取り上げていただけるのであれば、ぜひ取り上げていただいて、50歳から年齢を上げていって、いろい ろなところからデータをとって、村民の健康づくりに寄与してもらいたいなということで、村長は協議会の会長でしょうから、ぜひともその辺のことをお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして耕作放棄地のことでございます。

これも、執行部とすり合わせをしてございますので、1点1点伺うとあれですから、まず耕作放棄地の現状と対策についてお伺いをしたいと思います。一昨年昨年と12月の定例会で同僚議員が質問した経緯がございます。日本全国でふえ続けておりまして、大変悩ましい問題とされているわけでございます。平成20年度、全国では23万1,034へクタールあるそうでございます。また、茨城県では8,984へクタール、そのうち再生可能なものは5,248へクタール、抜根、整地など必要な農地が2,814へクタール、全く困難なものは922~クタールということでございます。本村においても、先ほど申しましたけれども、135~クタールということでありますけれども、その主な原因としては、農業従事者の高齢化や労働力不足、農地の引き受け手がいない。あるいは条件が悪い等が挙げられてございます。

一昨年の部長の答弁では、農業を希望する団体や企業が来たとき、ある程度のデータを 出して対応できるよう、担当のほうで進めていきたいという旨の答弁がございました。

そこで質問をいたします。これも6点ほどございますけれども、1番目の放棄地の内訳、水田・畑の割合は。それから、再生可能な荒廃地はどのくらいなのか。3番目の再生困難と見込まれる農地はどのぐらいかという、これを一括してご答弁を願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 経済建設部長増尾嘉一君。
- ○経済建設部長(増尾嘉一君) 石川議員ご質問の耕作放棄地の現状でございますが、耕作放棄地に関しましては、平成23年第4回定例議会、そして、平成24年第4回の定例議会においてご質問をいただいております。このとき報告をいたしました耕作放棄地の面積は、平成22年度末の数字でございますけれども、水田が48へクタール、畑が87へクタール、合計で135へクタールでございました。

これが現状の平成24年度末の数字でございますが、水田が52へクタール、畑が86へクタール、合計で138へクタールとなっております。比較しますと8へクタールの増加ということで、若干ではありますけれども、増加の傾向となって。

[「3ヘクタール」と呼ぶ者あり]

○経済建設部長(増尾嘉一君) 3ヘクタール。はい、失礼しました。

前回と比較しますと、3~クタールということで、若干ではありますが、増加の傾向と

なっております。

次に、再生可能な耕作放棄地の面積、それと、再生が困難と見込まれる農地の面積でございますが、そのような区分で調査をしたデータというものは村で持っておりません。そこで、推測、推定ということになってしまうわけですが、ご案内のとおり農地は1年間放っておきますと雑草が繁茂してしまいます。数年たちますと、小さな雑木が生えてくるというような状況になってまいります。そうしたことを考えますと、先に申し上げた138~クタールの耕作放棄地については、大部分の耕作放棄地がかなりの能力と費用をかけないと、再生が難しい農地ではないだろうかというふうに考えております。

なお、さきに申し上げた138~クタールの中に、優良農地として農振農用地の指定をしている農地がございます。水田が19~クタール、畑が1~クタールございます。こうした農地は、周辺農地への悪影響あるいは中核農家への農地の集積のためにも、再生が可能か困難かは別としまして、優先的に再利用を進めなければならない農地として位置づけ、再生に向けた努力をしていかなければならないということで考えております。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

〇議長(下村 宏君) 石川 修君。

○13番(石川 修君) ご答弁ありがとうございます。現在、私もいろいろなところで村内の耕作放棄地を見てまいりました。確かにひどいところもございまして、牛久市では、耕作放棄地をいわゆるモンテローザファームというところに1.9~クタールでしたっけ、貸し付けていたようでございますけれども、この間、私も牛久市の農業政策課のほうに電話をしましたら、その後、どうなっていますかという話をしましたら、平成24年度で3.7~クタールをモンテローザさんが農場を借りて生産をしているように聞いてございます。私も村内のいろいろな耕作放棄地を見させていただきましたけれども、牛久市さんのように、点々と、集積した場所というのはそんなにないんですね。いわゆる虫食い状態の中での耕作放棄地があるというふうなことなので、企業さんへ向けてもなかなか対応をしてもらえないだろうという気がしてございます。

ある村民の方からは、耕作放棄地を大豆をつくって、大豆の生産をして、大豆は健康にいいんだよという話がございましたけれども、私もいろいろなところで話を聞いてみると、大豆にしても水田の、減反の政策の一環として水田で大豆をつくっていることは承知をしてございますけれども、畑で大豆をつくる農家さんがいるのかというと、先ほども申しましたように、いわゆる後継者がいない高齢化、労働力不足ということで、なかなか大豆をつくってくださいというふうな、行政や農協のほうの進め方としては困難なのかなというふうに、私は感じておったわけでございます。

そこで、先ほど部長のほうの答弁の中で、農振農用地、いわゆる農振法に基づく村が策定した用地でございますけれども、その中で水田で19へクタール、それから畑は1へクタールあるようでございますけれども、再生か困難かは別として、優先的に再利用を進めな

ければならない農地であるように聞いてございますけれども、今後どのように進めるのか、 この点について伺いたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 経済建設部長増尾嘉一君。
- ○経済建設部長(増尾嘉一君) 優良農地の耕作放棄地の再生の方法なんですけれども、これは、まず耕作放棄をされている方に、その農地を今後どのような考えなのか、あるいはどういうことがもとで耕作放棄になっているのかということの意思を確認しませんと、中核農家への仲介ということもできません。そういうことで、まずは農振農用地に指定をされている20へクタールについては、耕作者に対しまして意向調査をしたいと思います。どういう原因で耕作放棄をされているのか、あるいはつくってくれる人がいれば、それをお願いして、耕作を依頼するつもりがあるのかという確認をしまして、もしそういうふうであれば、つくっている方を探して、耕作を、再利用を勧めて耕作をお願いするという手順で進めていきたいと考えます。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 石川 修君。
- ○13番(石川 修君) 持ち時間が10分ということでございますので駆け足で。

じゃ、そういうことで耕作放棄地の件につきましては、経済課だけでなくて、関係機関の農協さんとも連携しながら、これ以上耕作放棄地がふえることのないようにお願いをしたいと思います。

それから、4番目の美浦村耕作放棄地対策協議会の開催でございますけれども、これは どのくらいの頻度で行っているのか、簡潔にお答え願います。

- 〇議長(下村 宏君) 経済建設部長増尾嘉一君。
- **〇経済建設部長(増尾嘉一君)** お答え申し上げます。美浦村耕作放棄地対策協議会でございますけれども、平成22年8月に設立をいたしましたが、それ以降は開催をいたしておりません。
- 〇議長(下村 宏君) 石川 修君。
- **〇13番(石川 修君)** 協議会は平成22年8月以来、立ち上げたものの、開催の実績はないということでございますけれども、このような状況の中で、開催していないのはいかがなものかなと思いますので、適宜、開催をお願いをしたいと思います。

それから5番目、TPPへ参加した場合と減反政策の廃止によっての見直し、それから、 今後、再生可能な放棄地をどのように利用・活用するのか、最後に伺いたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 経済建設部長増尾嘉一君。
- **〇経済建設部長(増尾嘉一君)** それでは、TPP環太平洋経済連携協定に参加した場合 と、減反政策廃止による見通しということでございますけれども、TPPにつきましては、現在、交渉が進行中であります。また、減反政策の廃止につきましても、その後の農政の 枠組みの詳細が示されておりません。

ただし、今の現状を見ますと、今後農業を取り巻く環境がますます厳しくなっていくということは間違いのないものだと考えております。農業を取り巻く環境が厳しくなるということは、当然のことながら農業離れが起こり、耕作放棄地も増加の傾向であると考えられます。こうしたことから、村としましては、次の3点を耕作放棄地の対策方策の柱と定め、対策を進めてまいりたいと考えております。

1点目でございます。さきにも申し上げました農振農用地を中心とした優良農地の耕作放棄地の解消でございます。さきに述べたように、既に農振農用地についても20ヘクタールの耕作放棄地があります。これらの農地は周辺地域の営農環境への悪影響として、病害虫、鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等が考えられます。こうしたことから、地権者の意向調査を行い、中核農家への耕作の仲介を進め、農用地区域を中心とした優良農地内の耕作放棄地の解消を進めてまいりたいと考えます。

2点目として、農用地区域を中心とした優良農地の中に新たな耕作放棄地を生まない対策であります。農業を取り巻く環境が厳しくなる中で、農用地区域を中心とした優良農地であっても、小規模農家の方は耕作を続けることを諦めざるを得ないという状況が考えられます。こうしたときに、中核農家に耕作をお願いする農地が集積をしていく仕組み、こうした仕組みをつくりまして、農用地区域内を中心とした優良農地の中に新たな耕作放棄地を生まない対策を進めたいと考えます。

3点目として、畑作農家の営農意識の確認と対策であります。

畑の耕作放棄地対策として、現況の畑作農家の営農意識の調査を進めたいと考えます。 現況の畑作農家の農地の現況と農家の営農の考え方を調査し、現在耕作をされている畑地 を守ると、新たな耕作放棄地を生まない対策を進めたいと考えます。

以上の3点を、本村の耕作放棄地対策の柱として定め、農協関係団体、農協を初めとした農業関係団体の協力を得ながら対策を進めてまいりたいと考えます。

耕作放棄地の問題は、農業問題にとどまるだけでなく、周りの環境にもさまざまな悪影響を与える環境問題となるおそれもあると考えます。また、美浦村の美しい景観、自然環境に関する問題でもあると。非常に重要な問題であると認識しております。

こうしたことから、後継者問題を含め、農業を取り巻く環境が厳しい中でもあり、一朝 一夕に解決できる問題でもありませんが、耕作放棄地対策につきましては、粘り強く取り 組んでいきたいと考えます。議員の皆様のご理解とご協力をお願いしまして、答弁とさせ ていただきます。

〇議長(下村 宏君) 石川 修君。

○13番(石川 修君) ご答弁ありがとうございます。部長の方から、耕作放棄地の対策として3点ほど述べられておりました。私も、この耕作放棄地問題は、一朝一夕に解決できる問題とは思ってございません。この問題につきましては、粘り強く対策を講じていただきたい、時間の都合上、このことをお願い申し上げまして私の質問を終わらせていた

だきます。よろしくお願いします。ありがとうございます。

- 〇議長(下村 宏君) 以上で、石川 修君の一般質問を終了いたします。
 - 一般質問の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。
 - 2時10分より再開をいたします。よろしくお願いします。

午後1時57分休憩

午後2時11分開議

○議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。 岡沢 清君。

〇2番(岡沢 清君) 2番議員の岡沢です。通告書に基づき、質問します。1点目は、 デマンドタクシーの運行及び予約の改善効果についてと今後の構想についてです。

平成25年第1回定例会での私の質問に運行及び予約受付に関しての複数の改善案が示されました。以後8カ月が経過した中での運行状況並びに改善効果について質問します。

また、複数の事業者によるデマンドタクシー事業について、3月議会では村長から、来年に向けて、1年1年の今は契約なので、その辺のところを来年度、議員のいろいろな意見も踏まえて、事業者と詰めて、あと陸事のほうも詰めてやっていきたいとの答弁がありました。現在どのような検討がなされているのか質問します。

まず、本年4月以降の運行及び予約状況について、1日の平均利用者数及び平均稼働率 についてお尋ねします。

さらに、何らかの理由で利用できなかった事例はあるか、また、利用者からの苦情、不満はあるか、あるとすれば、どのような内容なのか。苦情等がないとしても、問題点として認識される事例はあるか、についてお尋ねします。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** 岡沢議員のご質問にお答え申し上げます。

デマンド型乗合タクシーについては、安中地区路線バスの廃止や他路線の減便が進む中で、交通弱者の移動手段を確保するため、交通不便地域の移動サービスとして導入され、はや5年が経過したところでございます。この間、いろいろなご指摘を受け、改善をしてまいりましたので、ご報告を含め答弁をさせていただきます。

まず一つ目に、本年4月以降の運行及び予約状況についてでございます。お手元に資料 を配付させていただきましたので、ごらんをいただければと思います。

4月の1日の平均利用者数は、11.4人でございましたが、10月の1日の平均利用者数は 14.0人と伸びておりまして、4月から10月の7カ月の1日平均利用者数は、12.4人でした。 平均稼働率につきましては、約90%でございます。お手元にお配りしております予約一覧表で、出動した割合で率を出してございます。なお、4時台の便は予約が少ない状況とな

っております。

続きまして、何らかの理由で利用できなかった事例はありますかというお問い合わせでございますが、それについては、予約受付の時点で乗車定員の満車により、別の便に予約変更をお願いした事例はございます。また、苦情、不満等の事例につきましては、8便制に変更した4月当初には、いつ来るかわからない等の問い合わせが数件ありましたが、利用者に運行時間の変更点を説明して理解をいただいております。

よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **〇2番(岡沢 清君)** まず、資料については、簡略な資料ということで希望していたのですが、細部にわたってデータを集めていただき、ご苦労されたことと思っております。

1日の平均利用者数については、4月から10月までで12.4人、これはことしの春の全員 協議会で提示された数と余り変わっていないと記憶しております。

また、稼働率についての考え方なんですが、これも私が3月議会で稼働率についてどう考えておられますかという質問に対して、車が2台、1日8便ということで16便。ですから、16便ということが100%というお答えであったと思います。平均稼働率が90%ということは、単純計算すれば、14.4人ということになりまして、稼働率としては評価したいというか、思ってもいなかった数字なんですけれども、ただ、1日の平均利用者数が伸びていないというところは、やはり需要の関係で、行けるところが村内ということで考えていますので、そう急には変わらない。また、変更したといってもまだ1年もたっていないので、ということで理解しています。

次の質問に移ります。改善効果についてです。

運行体制の改善ということで、4月からワゴン車の導入、さらに運行体制が1時間ごとの運行便への変更となりましたが、そう改善したことによってどのような効果があらわれているとお考えでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- ○保健福祉部長(浅野重人君) ご質問にお答えをいたします。

4月に運行車2台のうち1台を乗用車タイプの運行車両から、利用乗車定員9人乗りワゴン車1台を導入したことにより、多くの乗車が可能となり、また車椅子も折り畳みできるものであれば、後ろに載せることが可能となり、利便性が増しております。

それから、1時間ごとの運行便への変更をしたことによりまして、当日予約が可能となり、利用者にとっては利用しやすくなってきております。

先ほどの1日平均利用者数でございますが、平均の時点ではまだそんなに伸びてございませんけれども、お手元の資料の中で見ていただくとわかるとおり、4月から順に1日平均の利用者数は若干ですが、伸びてきている状況でございます。ですから、1年をまた平均しますと伸びてくるのかなと私のほうでは感じております。よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **〇2番(岡沢 清君)** ただいま答弁していただきました改善効果については、特にワゴン車を導入したことによって、車椅子も含めて利用できると。

それから、これまでの経過でいろいろ聞こえてきた声ですけれども、セダンで相乗りは 狭いという声も聞いてきましたから、やはりワゴン車の採用というのは利用者にとっても よいという評判があるということを私も伺っています。

さらに4月からの改善ということで、予約オペレーターの適正配置ということを述べられておりました。予約オペレーターの適正配置によって、どのような改善効果があったのかお尋ねします。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** お答えを申し上げます。 4 月の時点で委託業者にオペレーターに適した人員の配置と社員教育を徹底させるように指導しておりますので、苦情等はございません。以上でございます。
- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **○2番(岡沢 清君)** 次に、複数の事業者によるデマンドタクシーの運行についての検討についてお尋ねします。

冒頭でも述べさせていただきましたけれども、3月議会で村長から、検討課題であると する答弁をいただいております。現時点でどのような検討がなされているのか、お尋ねし ます。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- 〇保健福祉部長(浅野重人君) お答えを申し上げます。

今後のデマンドタクシーの運行についての検討でございますが、まず、本村に本社また は営業所のある事業者のデマンドタクシー事業参入の意思について、事業者が取得しなけ ればならない道路運送法第4条、一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可等の諸事情によ り、現時点では他業者が参入をしないという回答をいただいております。

このことによりまして、複数年の委託契約については、委託事業者の意向を引き続き、 毎年確認いたしまして、単年度契約とさせていただいております。このデマンド事業参入 につきましては、やはり今申し上げましたように許可がないとできませんので、やはり今 後とも毎年意思の確認をしてまいりたいと考えております。

以上、説明をさせていただきましたが、今後についても、親切丁寧な対応を心がけ、そ して、利便性のよい、効率的な運行体制の確保に努めてまいりたいと考えております。 よろしくお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **〇2番(岡沢 清君)** 複数の事業者の参入については、私どもがこれまでに質問した経 過の中で、事業者からもやっぱり一つの事業者がやっているからだめだという声を聞いて

おりましたので、そういった点も含めて要望してきたわけですが、ただいまの答弁を聞きますと、事業者からの意思がないということを言われておるわけですから、また、その点については納得しました。これ以上、複数の事業者を求めるような気持ちはございません。ただ、この地域公共交通、住民の足の確保という問題に関しては、他の多くの自治体でも非常に頭を悩ませている問題であると認識しています。そういった観点も踏まえまして、今後の美浦村の地域公共交通をどのように持っていくか、どのような構想を持っておられるか、このデマンドタクシーについて最後に村長にお尋ねします。

- 〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。
- **〇村長(中島 栄君)** 岡沢 清議員のこれからの地域公共交通についてどのように考えていますかということ。

デマンドについては、茨城県でも3番目ぐらいかな、村として始まったわけなんですけれども、いかんせん自治体でやる場合には、自治体の中が一つの基本という部分なんですけれども、これは美浦村でも生活圏としては、美浦村の中だけではなかなか生活の範囲がおさまらない。これは買い物にしても医者に通うにしても、いろいろなところの部分に、美浦村以外のところに寄与しなくてはならない部分があります。大きな市であれば、ある程度の生活がその中でできる部分があるんですけれども、美浦村の場合は少しその中にはおさまらないという部分がありますので、これについて、これからもう検討していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、ただ、陸運事務所の感覚と、それから一つの自治体としてはこの域からなかなか脱し切れない。

それでは何を模索していこうかというときに、たまたま美浦村も参加している一部事務組合の範囲の中というのも検討材料があるかなというふうに考えて、非公式なんですけれども、どこでもこれは困っている。稲敷市でも困っているし、阿見町でも困っているし、なかなか単独でやるのは大変だという話は聞いておりますので、その辺、相乗りができるような部分は美浦村が所在地ではできませんので、一部事務組合の中でそういうものが運営ができるということが可能であれば、一部非公式に「どうですか」という話は今持ちかけているんですけれども、それが可能となれば、一番いい方法は、27年度4月に阿見町が稲敷広域消防のほうに参加をされることがほぼ決定の中で今動いています。

そういう中であれば、今、6市町村でやっている稲敷広域、美浦村の議員さんもお二人出ておりますけれども、まだその話までは全然至ってはいないんですが、そういう中で議論があれば、今度は7市町村、阿見町も入りますから、その中は運営するところが一部事務組合であれば、圏域の中という発想はできるのかなという部分をひとつ捉えて、ただ、7市町村になれば、公共交通を維持していく、それから民間のタクシー会社さん、全てのところの了解をもらわないと、その事業は多分できないだろうというふうに思います。

美浦村でも阿見町に入るのになかなか、阿見町の民間のタクシー会社さんの許可をもらって今、入っておりますので、その辺のクリアは、関係する自治体が多くなれば多くなる

ほど、その課題は大変なのかなというふうに思いますけれども、それが克服できれば、ひとつ、7市町村、稲敷広域の中を自由に、行く先を求めて、デマンドでできるようなものができれば、地域公共交通としては利便性がかなり上がるだろうなというふうには思います。

ただ陸事のいろいろな規制、民間を圧迫するようなそういう事業は認可できませんというのが一番のネックなんですね。その辺は住民の生活を主に考えるのか、民間のそういう事業者を保護するかという部分に関すれば、保護するほうが陸運事務所は優先ということになってきますので、幾らその圏域の住民の賛同が得られたというふうになっても、規制の緩和はなかなか難しい。

その圏域の中の民間事業者の同意が得られれば、多分それができるのが一番望ましい公 共交通の部分になるのかなというふうに思いますので、今、隣のところとは、乗り入れを 一緒に一部事務組合でまずやってみませんかという話は出しております。そこがまず2つ だけでも突破口としてできれば、今度7つになっても一つの前例ができますので、これは 提案できるものなのかなというふうに思います。また、議会には今初めて言いましたけれ ども、そうなることが望ましいという意味でちょっとお話をさせていただきました。

なるように努力はしていきたいというふうに思いますけれども、ぜひ、そういう意味では議会の皆さんのご理解をいただいて進められるのが、そのときにはひとつ応援をよろしくお願いしたいなと思います。

〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。

○2番(岡沢 清君) ただいまの答弁をお聞きしまして、これまでになかった発想というものを聞かせていただきました。

私が、このデマンド交通に関して質問するのは、昨年の12月、ことしの3月と今回で3回目です。また、同様の観点で、住民の足の確保ということでは、昨年の3月議会でも質問させていただきました。主に買い物に不便だというところで質問させていただいた記憶があります。また、そのときの村長の答弁をよく覚えているんですけれども、本村の商工業者の育成といった観点から、よその市町村へ買い物に行くのに補助するわけにはいかないとそうおっしゃっておられました。

私は、あの答弁を聞いたときに、ハッとしました。木を見て森を見ずというか、住民の足の確保という観点で頭がいっぱいで、では、住民がよその、隣の市とか阿見町とか稲敷市へ買い物に行くようになってしまったら美浦村の商工会はどうなるのかということで、大きな観点で物を見なければならないということを学ばせていただきました。ですから、そういった観点からは、よその市へも行きたいという住民の気持ちはわかるんですけれども、そこは求めずにおこうという気持ちでいたわけです。

ですけれども、新しい発想で、これも簡単にはいかないということは重々承知しておりますが、非公式でありながら、そういったことを投げかけておられるということで、期待

を込めまして、進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。中央公民館の閲覧室の利用についてです。村民以外の方の閲覧室 の利用を可能にできないかというのが質問の趣旨です。

村民からの要望を受けたわけですが、夏休みに孫が親の実家に滞在中、中央公民館閲覧室で勉強しようとしたのですが、美浦村の住民でないということで閲覧室の利用を断られたということです。閲覧室が満席なら仕方ないのですが、空席であれば、例えば学生証などを提示することで利用可能にすべきではないかということです。そこで、まず現行の閲覧室の利用規定はどうなっているかお尋ねします。

- 〇議長(下村 宏君) 教育長門脇厚司君。
- **〇教育長(門脇厚司君)** 岡沢議員のただいまの質問にお答えします。

現在の中央公民館にある図書室の利用の規定については、美浦村中央公民館管理規則に 基づいて運用しております。この規則の第9条によれば、個人として利用できる人は、美 浦村に居住、在学、在勤する者及び県南地区に居住する者、というふうになっております。 ここまででよろしいでしょうか。

- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **○2番(岡沢 清君)** 今答弁された内容だと思います。私も、美浦村のホームページで調べてみたんですけれども、さらに県南地区の18歳以上の方だったと記憶しております。そこで、先ほども言いましたが、閲覧室が空席であるのに、しかも美浦村の住民票は持っていなくても、美浦村の出身の方が利用したいという場合に、住民でないという理由で帰されたということですが。これは今、答弁いただいた管理規則に従って、図書室の職員の方がそのような対応をされたわけですから、その対応は正しかったとは思います。

ただ、今後のことについては、やはりこの大学生も休み中でありながら勉学に励みたいということもありますので、さらに、隣の阿見町では、閲覧室がいっぱいの場合は別の会議室を開放していると、私に要望していた方は言っておられました。そういった状況を考えてみますと、やはり利用可能であれば、利用できるようにするべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(下村 宏君) 教育長門脇厚司君。
- **〇教育長(門脇厚司君)** 現在の規則によれば、先ほど答弁したような内容になっておりまして、議員がおっしゃるとおり、当日担当の司書の方は新しい規則に基づいて対応したんだろうと思います。

この現在、現行の規則というのは、ことしの7月に定例教育委員会で改正したものでございます。それまでは、居住を問わずというような内容になっておったものが、最近司書の方によると、図書の扱いが極めて乱暴になってきているというようなことがあって、利用の範囲を狭めないといけないようなことが、司書の方々から要求があったものですから、7月の定例教育委員会で諮って、先ほど申し上げたような規則の改正をいたしました。

私の考え方を申し上げれば、例えば、美浦村の出身者であれば、どなたも利用することが可能であるというような、また改正を改めるということもできないわけじゃありませんけれども、つい7月に改正したばかりでございますので、またそういうような改正をするということは、朝令暮改というようなそしりを受けることもあろうかと思いますので、しばらく改正後の成り行きを見守りながら、総合的に判断をして改正をするというようなことも考えております。

ただ、先ほど申し上げた規則第9条第8項の4の中には、公民館長が特に必要と認めた 場合には許可するというようなことが載っていますので。改めた現在の規則の中にも、先 ほど申し上げたように、公民館の館長の裁量で判断できるというふうに考えておりますの で、今後はその規則のその項目に基づきながら柔軟に対応するというふうなことを考えて おります。

ですから、間もなく冬休みになって、その該当の大学生がまた冬休みに来たいというようなことも考えられますので、議員のところに苦情の申し出があった方には、今後そういうような柔軟な対応をしますというようなことをお伝えいただければ、ご不便をおかけするようなことにはならないだろうというふうに思っておりますので、ぜひその旨お伝えいただければと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **○2番(岡沢 清君)** 私もたまたま 7 月の定例教育委員会を傍聴しておりまして、議題として、図書の利用ということが挙げられておりました。特に扱いが粗末というかそういう観点と、なかなか返ってこないというものがあるということで、その住所、転出された方とかの追跡も難しいということが議題で話されていましたので、そういった経過があって、村内に在住、在勤、在学となったのは承知しております。

ですが、やはり規則をすぐ変えるというのは、やはり矛盾があるかと思いますので、今、 教育長の言われました、柔軟に対応していただくと。ということは、使用も可能であると 判断しますので、そのような対応をよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問は終わります。

- ○議長(下村 宏君) 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。 次に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。 塚本光司君。
- **〇1番(塚本光司君)** 1番議員の塚本でございます。通告書に従いまして、数点質問させていただきます。

まず、美浦村の行政委員についてでございます。このことにつきましては、過去に複数の諸先輩議員方のほうで何度も質問をされておるようでございます。委員の硬直化または依然として続いているように見受けられるというのが美浦村行政委員といった方の現状ではないでしょうか。今現在、委員の硬直化が依然として続いているように見受けられるも

のですから、それらの是正を求めて順次質問をしてまいりたいと思います。まず初めに、 美浦村条例等で定める委員、審議会ですとか推進協議会等、そちらの任命及び報酬等についてお尋ねしたいと思います。

委員の任命に関しまして、村長また教育委員会等が行うもの、議会の同意を得て、次の機関へ推薦される委員と多岐にわたっておりますが、委員によっては10数年以上その職にある方もいるとお聞きします。そこでまず、各委員会の数をちょっとお示しいただいて、資料を頂戴しているものですから、2番目の「役務」、勤務体制ですね、委員の職責によって報酬等は差はあると思いますが、その辺の内容をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) ただいまの塚本議員のご質問でございます。

先ほど皆様のお手元に、条例で定める委員、審議会、推進協議会等の委員の数、または 開催頻度、あとは選任状況ということで、どの辺の方を選任されているのかと。あと、支 給方法等の資料についてはお配りしております。このことについてはよろしいですか。 もうよろしい、はい。

ただいま塚本議員のご質問でございますけれども、各自治体の運営におきましては、全 てが法のもとに活動いたしまして、例規に基づいているものとなってございます。その事 業を展開していく上でも、その基本となる条例がございまして、住民の利益を守るためや、 行政がみずからの政策を実現する上で、その正当性を得るためにも、審議会や委員会等の 設置がございます。その透明性、また公平性において、その実現を政策に求めているもの であると思っているわけでございます。

その中で、先ほど議員のおっしゃる役務の内容といったことで、役務の内容につきましては、お手元に記載したとおりでございます。委員会ごとに、目的に沿った役務内容となってございます。また、その委員等の職責によって報酬に差があるといったところで、その内容といったことでございますけれども、報酬についてでございますが、各委員等の報酬につきましては、委員会等によって、あるいは職務の種類によって違いがございます。

これを例に挙げさせていただくと、学校医やスポーツ推進委員などは、年額報酬となってございまして、学校医等、人数によって10万円から40万円以上というような金額となってございます。スポーツ推進委員につきましては、年額で4万8,800円というような額となってございます。

月額報酬といたしましては、教育委員会の委員、また農業委員会委員などでございまして、月額2万7,000円から4万3,000円というような額となっているわけでございます。

その他、多くの各種委員等につきましては、日額でございまして、委員長が日額5,500 円、そして、委員が5,000円というような金額でございます。

第1回目の質問については、以上です。

- 〇議長(下村 宏君) 塚本光司君。
- ○1番(塚本光司君) ありがとうございました。以前にいただいたこの条例に定めるところの委員・審議会、推進協議会等、これ以外にもかなりこういった条例以外のものもあると思うんですが、36の団体等がありまして、延べ人数で2つ以上の兼務者ということで、次の質問としまして、各委員会の中で、一つの委員会に充て職によって、1人の方が2つの代表から出ている委員会、もしくは2つ以上を兼務されている方がどうもかなり、31名でしょうか、いらっしゃるようなんですが、その辺に関しては、執行部のほうではどのようにお考えでしょうか。
- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) ただいまの質問でございますが、先ほどの資料に掲載をさせていただいた、全体としてこれは条例で定める審議会、推進協議会と、ここで36ある中で、全体で461人の委員の数があるわけですけれども、その中で2つ以上兼職をされている方が31名いるといったようなことになっております。

ただいまの塚本議員のご質問でございます。この2つ以上の役職を兼務している方の人数といったものですけれども、兼務されている方の数の中には、お一人で10以上兼務されている方もいらっしゃいますが、単純に兼務されている方を一人として、その数を占めさせていただいているといったのが、この31名となってございます。そういうことで、31名の方が2つ以上兼務されているといったことでございます。

兼職の問題点といたしましては、兼任する委員の方が、各委員会等のための準備があれば、内容把握に時間を費やすこと、また、スケジュール等の調整のため欠席になる可能性があること、多様な意見を反映するチャンスが失われることなどが考えられるわけでございます。

現実といたしまして、各委員会等において、委員として幾つもの委員に選任されていることについては、議員のご指摘のとおりでございまして、この兼務につきましては、委員会等の性格上や規定などによりまして、団体代表や有識者、そして必要に応じて充て職等をダイレクトに指定させていただいている場合などもありまして、目的に沿った意見、審議、調査などが不可欠となるケースもございますので、やむを得ず、職責に充てさせていただいているといった場合もあるわけでございます。

特に、住民代表といたしまして議会議員の代表を求める委員会も多くあるのは現実でございます。基本的には、住民のために、そして村のために実施している委員会等の設置につきましては、透明性や公平性を重視する上で、幅広い方々にその参加をお願いすることが理想と考えているわけでございます。

以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 教育長門脇厚司君。
- **〇教育長(門脇厚司君)** ただいまの塚本議員の質問に関連して、教育委員会サイドでの

委員会について、お答えを申し上げたいと思います。お手元の資料にありますように、教育委員会関係の委員会、審議会は、全部で10個でございます。学校教育課所管が4つ、生涯学習課所管が6つでございます。

それで、この教育委員会関係の委員会、審議会のダブりを申し上げれば、2つ兼ねている委員が2名ございます。3つ以上というのは、現在のところ全くおりません。このような、次に申し上げますけれども、私が教育長に就任して以来、議員がおっしゃるような方向でできるだけ多くの方々、男女の割合ですとか、あるいは年齢の分布状況とかそういうことを考えながら、できるだけダブりが少ないように。ということは、結果としては、より広く村民の意見を反映できるような形の委員の選び方をして、意図的に指摘しているつもりです。

ご承知のとおり昨年度は、社会教育委員、それから公民館運営審議会委員、スポーツ推進審議会委員、この3つはほとんどダブっていたわけですけれども、15名がほとんどダブっていたわけですけれども、これもそれぞれ10名に減らして、ダブりがないような形の条例の改正もいたしまして、現在は、公民館運営審議会委員のほうは、女性のほうが8割ぐらいになっているのではないでしょうか。それで若い人たちもできるだけ登用するような形でやってきております。

今後ともこのようなことは、この議会の承認を得ながら、どんどん進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともご協力をいただきたいというふうに思っております。

〇議長(下村 宏君) 塚本光司君。

〇1番(塚本光司君) ありがとうございました。教育委員会関係の所管分では、かなり 改革されてきているということのようであります。いい方向でございますので、もっとも っと改革を進めていただければなと思います。

そうしましたら、先ほどの総務部長から答弁もございましたけれども、ダブって役職等を兼務されている部分が結構まだまだあるようなお話でございます。前もっていただいたこの資料ですと、やっぱり条例で定めるところの、議会のほうの議長であったり副議長であったり、常任委員会の委員長ですね。特に議長に関しては、先ほどありましたけれども、10幾つもいろいろな充て職的なものでいっておられるということで、要するに私の質問というか趣旨としましては、なるだけ、同じ人ばかりでなく、いろいろな方に入っていただいて、幅広く村のために、いろいろな意見がすい上がるような状況をつくれればいいと、総務部長のほうでもそういうような答弁でございましたけれども。

例えば委員を2つもしくは3つ以上持ったときには、組織の長でなくて、やはり副代表であるとか、違う委員の方をそういった委員会等々へ送り出したほうが、よりいろいろな意見が上げられるのかなということでの、この流れの中での質問なんですが、その辺、長たる村長としては、いかがなところでございましょうか、お考えとしては。

〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。

○村長(中島 栄君) この協議会、また審議会のいろいろな委員の選任について、こういう審議会・協議会の要綱の中に、この団体の長となっている場合には、長以外がなくなってしまうと。その辺の要綱づくり、立ち上げるときの要綱の中に、この団体の長(もしくは副会長)とか(副理事長)とかというふうな部分を入れておけば、それは可能であるというふうに思います。今のところは、そこまで細かく要綱の中には書き込んでいないということもあろうかと思います。住民代表とか議会代表、それから商業者代表、住民代表とかという部分で、その代表の括弧して、代表もしくは副代表とかという部分があれば、今、議員のおっしゃるような幾つまで、これは幾つまでというのは、規定上できない部分はあるかと思いますけれども、今の中を見てみますと、私よりも議長のほうが役職をずっと、いろいろなところに出ている部分は多いんですけれども、これは議会代表として出ておりますので。

でも、当人が重なって出られないときには副でもいいのかとなると、要綱の中にうたっていないと、代表という部分で代表が出られないときは副、というふうな部分をうたっておけば、それは十分可能な部分だろうというふうに思います。

協議会・審議会の要綱をつくるときに、その辺をどう押し込むかだと思います。それができれば、より兼務をある程度少なくして、いろいろな方、いろいろな副の方にも参加をいただいて意見を言ってもらえるのかなというふうに思います。

ただ、10以上やっている、これは議長じゃないんですけれどね。やっている方で重なって出られないという方も、今までの中にあったみたいなので、これは村のこの協議会とか審議会以上にある程度代表になっていると、関連する地域の、よその市町村との兼ね合いの中でも、役職をやっている方がかなりあります。

これは、村以外の部分も含んでくるかなというふうに思いますけれども、その辺も含めますと、議員おっしゃるような要綱の中に、代表あるいはというふうな、括弧で(参加できないときには副)という部分を入れ込んでおけば、そういうことは可能だろうというふうに思います。

まず、せっかく今からも新しいいろいろな協議会・審議会を立ち上げるときに、その要綱の中にそれを入れていくべきだろうというふうに私は思います。議員おっしゃるようなところで、広く村民に行政の中に参加をしていただくということは大事なことだというふうに思いますので、ぜひ要綱づくりのところから考えていければいいのかなというふうに思います。

〇議長(下村 宏君) 塚本光司君。

〇1番(塚本光司君) ありがとうございました。要綱の部分をかえていくことによって、またいろいろな面でもっと本当に広がるというような。承知をいたしました。わかりました。その辺に関して、いろいろ協力できる部分があるのであれば、なおかつ私ども議員の

ほうでも協力できればなと思います。

それと、今一番の、いろいろな各委員会・審議会・協議会等々の中で、こういった条例等もまた、相当条例外になると思うんですが、特に最初の部分ではしりの部分で申し上げましたけれども、委員さんによっては10数年以上の部分の団体の方、委員の方がいると聞くというところは、実は民生委員・児童委員協議会さんと申しましょうか、これは私もいろいろな形で、よその自治体さんなんかでもおつき合いのある方が随分いらっしゃるんですが、実際に皆さん長いんですね。一度やはり、その職というのはなかなかなれないというか、そう簡単に、「はい、じゃ、私が」というようなものではないということは十分承知のとおりなんですが、美浦村においても、お示しいただいている資料にも、もう本当に6期、5期、4期というイメージで、長きにわたって美浦村のためにご尽力。

本当に、実際に人々の暮らしを見守りながら福祉制度とのパイプ役になる方々ですので、 そう簡単にコロッコロッと、じゃ、次の人、というふうにいかないのでしょうが、なおか つ選任するのも多分かなり苦労なさっていると思います。その辺のところ。

地区から選ばれている民生委員さん等に関しては、例えば3期以上となるような場合は、 区の役員等に相談して推薦をいただくようにしてほしいというような声も、実は私、美浦 村以外でよく聞くんです。なものですから、執行部さんのほうとしては、その辺はどのよ うなお考えなのでしょうか。今後そういった点に関してはどのようにお考えでしょうかと いう質問でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** 塚本議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、お手元にお配りいたしました民生委員・児童委員の委嘱回数並びに年齢別調べを ごらんいただきたいと思います。民生委員・児童委員の任期は3年となっておりまして、 ことし11月30日で28名全員の委嘱期間が終了をいたしました。

今回、12月1日より新たな委嘱となりました。新たに委嘱された方は7名で、再委嘱の 方21名の、合計28名でございます。

民生委員・児童委員は、民生委員法により、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会奉仕の 精神をもって地域の皆様方から受けた相談や援助などを行う職務を行っていただいており ます。

委嘱期間については、先ほど申し上げましたとおり、1期3年でございます。

民生委員を選出するに当たっては、人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、世話好きで信望があり、地域から信頼された人材で、また、社会福祉の増進に熱意のある者を基本として、前任者や地区の区長さんの意見を参考に、村民生委員推薦会を通じ、協議していただき推薦をしております。

民生委員・児童委員の中には、長年にわたり、この職務に従事されている方はおりますが、地区の事情や後継者の選定等の事情により、そのまま継続され現在に至っている方も

おります。民生委員の仕事柄、誰でもなれるものではなく、前にも述べたような人材でなければならず、人選は大変難しいもので、民生委員を引き受けていただける方が地区によりなかなかいないのも事実でございます。こういうことをご理解いただき、よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 塚本光司君。
- **〇1番(塚本光司君)** ありがとうございました。実は、うちのおじいさんも40数年前やっていた記憶があります。結構、人格ということはわからないですけれども。

実は、数日前の某大手新聞のあれに、民生委員さん、児童委員さん、かなり人選が非常に大変だよというようなことが新聞記事に載っておりました。新聞をそのまま、うのみにしちゃうといけないよと、私、よく子どもに怒られるんですけれども。

実際に、今回改選時の定数で23万6,269人だったですかね。全国で。昨年度で欠員が3,000人超足らないよと。多分都市部あたりでのひとり住まいだったり、いろいろなご高齢のかたであるとか、都市部ですと世帯数の増加ですか。地域だと、いろいろな課題の多様化であるとか、いろいろな諸問題の複雑化等々がその要因だと思うんですが、それでもなかなか足らないですというふうな記事を目にしました。

実際に、美浦村の場合だと確かに、その人選に関してはかなりご苦労なさっているということはひしひしと伝わってくるんですが、実際にどのように、もうぼちぼち年齢的に多分、多分というか、選任時に75歳までの人ということで、そこから3年やれば、もう78歳、それくらいになるわけですね。

今、まだまだピンピン、80歳までだってしているかもしれません。その辺はどのような感じで地区にはお願いしているのでしょうか、その人選に当たってですね。その辺ちょっとお聞かせいただければ。

ただ単に、そこの区長さんに投げて、どうでしょうか。ぼちぼち改選時期であれですけれども、お願いしますよと、ただ待っているだけなのでしょうか。何かアクションで執行部さんからやっているんでしょうか、その辺をですね。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君)** それでは、お答えを申し上げます。先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、人選については大変難しいものがございます。現在、地区にお願いをして人選をしているところはございません。ただ、地区によりましては、自主的に何期で、何期経過したら、地区から選出をしますという地区もあるように聞いております。

この選任につきましては、民生委員さんの自主的な申し出といいますか、退任の申し出、 そういうものについて、後任を選んでいただけるようにお願いしているのが現状でござい ます。また、先ほども申し上げましたように、地区によっては、地区からの推薦を受けて、 こちらに名簿が上がってくる方もいらっしゃいます。

そういうことでご理解をいただきたいと考えております。以上でございます。

〇議長(下村 宏君) 塚本光司君。

○1番(塚本光司君) 何期目経過したらであるとか、地区によってそれぞれまちまちなんですね。今の答弁という形で受けとめ方としては、それぞれまちまちなんであろうなと。例えば、執行部さんサイドから提案して、こういうような感じでやったらどうでしょうかというのはないという判断でよろしいでしょうか。もう地区に任せて、自主的に任せているということで。

例えば、そういった自治体の試みとして、そのときその新聞でふと思ったのは、「チーム新潟」というような見出しで出ていたんですけれども、「チーム民生委員 新潟市の試み」というような形で、協力員というのを設けていまして、報酬のことを言ってしまうと何ですけれども、月に1,000円ぐらいなんですけれども。今まで例えば20年もやった民生委員の人、逆にこれからなろうとする人。やめた人がその後にサポートするであるとか、というのが私のイメージでは強いんですけれども、私もパラーッと斜め読みしてしまったものですからあれなんですけれども。

要するに委員のサポートですとか、後任の育成のために、本来の民生委員の方が自分に サポートをつけてもらう。例えばそれは、77歳になっても昔20年経験した人、要は、もう やめた、退職した人でしょうか。たしか民生委員さんというのは非常勤ですよね。非常勤 の特別職の公務員でしたか、何かそれだと思うんですが。

そういったサポートをつけられる。本人の民生委員の方が要するに希望した場合の話なんですが。そういうことによって今度はその逆もあるわけですね。実際に今70幾つの方が、ゆくゆくはどうだねという、自分でこの人間なら人格的にも大丈夫だというようなイメージで、60幾つ、70歳ぐらいの人と一緒に歩いてる、2人で歩くとか、そういうことによって、あと数年、次回はもう私は75歳です、6です、7ですになるので、この方だったら間違いないだろうというような、要するに仕組みですね。そういうのを新潟市ではやっているよというようなことが、たまたま記事にあったものですから、結構そういったよその形をちょっとでも参考にできればいいのかなというふうに思っていました。

だから、今までずっと地区任せでしたよという形で、10年、20年、30年という形できて しまうと、もうそのままでいいんだろうなというようなイメージがどうしても湧いてしま うのかなということで、例は出してみたのですが。

また、大分県のほうでは、執行部さんサイドで日曜日ですとか夜中、何時までかわからないですが、サポートで民生委員の方から連絡があったら、多分専門的な人だと思うんですが、電話で対応していますよというようなことで、そういった記事が載っていたものですから、ぜひそういったものを参考にしていただければ、よりよく、回転よく、本当に1人が20年も30年もやるとちょっと大変なので、どうかなと思いましたので、後で。参考までにお届けしたいと思います。そんなところでございます。最後に何か感想があれば。

〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。

○村長(中島 栄君) 「最後に何か」という。新潟市とかいろいろな事例を出して、そういう情報も必要なわけですけれども、これは地区によって、よく地域を理解している人という部分で、そして、とくに個人情報を知るという意味では、守秘義務の中で動いてもらわなくてはならない。公平な判断をしていただくとなると、なかなか。

通常だと、いろいろなことがわかるということになれば、退職をしてからという方も中にはおられますけれども、そうじゃなくて、自分の自営業または主婦としてやってきて、かなり地域に貢献をされてきたというような人にとっては、地域をよく理解しているということで、若いうちからなられている方も中にはおられます。そういう意味では、長いからどうのこうのということではなくて、いかにサポートをつけなくても地域を理解して、地域のいろいろな相談に乗ってあげられる。また、そういう民生委員とのかかわりが必要な人に対していかにサポートができるかという部分が、認識になってくるのかなというふうに思います。

ですから、議員おっしゃるように、広くいろいろな方にという部分もありますけれども、一番大変なのは、新しく越されてきた旧地区単位の中だとほとんどわかるんですけれども、新たな団地とか何かとなってくると、なかなか通常交流がない人の場合は、難しい部分がたくさんあるかと思います。そういう意味では、そこまで踏み行って、相談に乗れるというような人じゃないと、なかなか難しい。

選ばれて、なって、1期でやめたいと言う人もいるし、もう2期でたくさんですと言う方も中にはおられます。ですから、私は今、長くやっている方はすごい地域に信頼されてやっているのかなというふうには感じますけれども、長くやって、本当にご苦労さんという部分もあります。その辺も含めて、ぜひ新陳代謝は必要なので、ある程度、1人だけじゃなくて、いろいろな、何人かが地域を理解していただくということは、ぜひ必要だと私は思っておりますので、こちらから促すわけにはいきませんけれども、ぜひそういう、後を引き受けてくれるような方の人選というか、そういう方が何人か出るような、地域の中での各地域をになってくださっている、議員さんもそうでしょうけれども、区長さん、一番把握しているのは地区の役員でございますので、そういう方の意見は拝聴して、守秘義務をきちんとできて、地域の貢献、世話ができるような人は、地域から聞いて把握しておきたいなというふうに思います。

ぜひ議員のおっしゃるような、いい方向に向かうように、少しでも全国のいろいろな人 選の仕方を部長のほうにもちょっと検索していただいて、一つの事例を参考にさせていた だくこともひとつあるかなというふうに思いますので、検討してまいります。

○議長(下村 宏君) 以上で、塚本光司君の一般質問を終了をいたします。 以上で、通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長(下村 宏君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。 午後3時25分散会

平成25年第4回

美浦村議会定例会会議録 第3号

平成25年12月20日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第6号 第6次美浦村総合計画を定めることについて

議案第7号 美浦村子ども・子育て会議条例

議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

議案第9号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例

議案第14号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第15号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第9号)

議案第16号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第18号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

議案第19号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第2号)

議案第20号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第22号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第10号)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番 塚 本 光 司君 2番 岡 沢 清 君 洋 椎名利夫君 3番 飯田 司 君 4番 子 君 山本一惠君 5番 山崎幸 7番 8番 林 昌 子 君 9番 下 村 宏 君 10番 坂 本 一 夫 君 11番 羽成邦夫君 12番 小泉輝 忠 君 13番 石 川 修君

14番 沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

							-			
村					長	中	島		栄	君
教	女 育			長	門	脇	厚	司	君	
総		務	部		長	岡	田		守	君
保	健	福	祉	部	長	浅	野	重	人	君
経	済	建	設	部	長	増	尾	嘉	_	君
教:	育次:	長兼肖	学校教	有課	長	増	尾	正	己	君
総		務	課		長	松	葉	博	昭	君
企	画則	政部	果主	任 主	査	木	鉛	昌	夫	君
税		務	課		長	増	尾	利	治	君
収		納	課		長	髙	橋	利	夫	君
住		民	課		長	武	田	すみ	メ江	君
会	計管	理者	兼会	計課	長	大	竹	美色	生子	君
福	祉	介	護	課	長	秦	野	_	男	君
玉	保	年	金	課	長	桑	野	正	美	君
保		育	所		長	Ш	崎	記	子	君
都	市	建	設	課	長	池	延	政	夫	君
経		済	課		長	中	澤	真	_	君
生	活	環	境	課	長	糸	賀	正	夫	君
上	下	水	道	課	長	青	野	道	生	君
生	涯	学	習	課	長	飯	塚	尚	央	君
幼		稚	遠		長	小	泉	俊	子	君

1. 本会議に職務のため出席した者

 議
 会
 事
 務
 局
 長
 北
 出
 攻

 書
 記
 浅
 野
 洋
 子

 書
 記
 糸
 賀
 一
 欽

午前10時00分開議

○議長(下村 宏君) おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。 ただいまから平成25年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。 これから本日の会議を開きます。

○議長(下村 宏君) 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおり といたします。

〇議長(下村 宏君) 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第6号 第6次美浦村総合計画を定めることについてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第2 議案第7号 美浦村子ども・子育て会議条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番(岡沢 清君) 議案第7号美浦村子ども・子育て会議条例は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づくものです。子ども・子育て支援法については、法の条文及び内閣府、厚労省、文科省が共同で発表しているパンフレットを見ただけでは全体像が理解できない部分が多いわけですが、この会議の役割は何かといいますと、自治体が特定教育、保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所など)ですが、それらや特定地域型保育施設の利用定員を定める際や、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聞かねばならないとされております。さらに、計画づくり段階にとどまらず、引き続いて子育て支援施策の実施状況について調査・審議するための附属機関としています。

内閣府は、自治体説明会で出された質問に対して、「地方版子ども・子育て会議は市町

村計画、都道府県計画へ地域の子育てニーズを反映していくことを初め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に児童福祉、教育双方の観点を持った方々の参画を得て地域における子育て支援について調査、審議していただく必要がある」と回答しています。

法第59条は、市町村の子ども・子育て支援事業を13項目挙げ、5年を1期とする支援事業計画を義務づけました。それは子育て相談、延長保育、実費徴収に係る補足給付、民間事業者の参入と促進に関する調査・研究、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、その他要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業と多岐にわたります。これらの計画づくりに当たって、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かねばならないとしているわけですから、会議の役割は非常に重要と考えます。そこで質問ですが、会議のメンバー構成を具体的にどう予定しているのかということです。

内閣府の言う、「特に児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域に おける子育て支援について調査・審議していただく必要がある」との観点から、他の審議 会、協議会のように、議会代表、区長会長といった同じような顔ぶれでなく、専門性を備 え、子育て支援に精通したメンバーが望まれます。具体的な構想をお聞かせください。氏 名までは求めませんが、役職・職種等について答えていただきたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- **〇保健福祉部長(浅野重人君**) ただいま岡沢議員よりご質問のありましたことにつきまして、お答えを申し上げます。14ページをお開きいただきたいと思います。

そこに、議案第7号 美浦村子ども・子育て会議条例が載ってございます。その中で第3条(組織)というところに、2項に「委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する」ということでうたってございます。メンバーを申し上げますと、ただいま申し上げるメンバーは案でございますので、よろしくお願いをいたします。

まず、(1)「学識経験を有する者」といたしまして、学識経験者、そのほか教育部門で教育委員。

続きまして、(2)「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」ということで、 公立幼稚園、私立幼稚園、保育所、児童館、認可外保育事業所としております。

- (3) の「子どもの保護者」といたしまして、子育てグループ代表、幼稚園 PTA、小学校 PTA。
- (4) 「その他村長が必要と認める者」といたしまして、議会厚生文教常任委員会委員、 民生部門といたしまして、民生委員の主任児童委員でございます。

この合計12名を現在予定をしております。この委員の数につきましては、今後検討をい

たしまして、また変更のある場合がございますのでよろしくお願いを申し上げます。

また、どういう方が委員としてなるかということにつきましては、今申し上げました団体から選任された委員ということで現在考えております。ですから、各代表ということではなくて、あくまでも団体から選任をしていただく考えで現在考えております。よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **○2番(岡沢 清君)** ただいまの答弁におきまして、私の述べました子ども・子育て支援について専門性を備え、あるいは精通しておられるという条件に合っている方が非常に多く入ってこられるかなと受けとめました。

それで、一般会計補正予算のほうと関連するんですけれども、既に子ども・子育て会議の予算が立てられていまして、ということは、ただいま述べられた12名についても、ほぼめどがついてのことかと私は考えていたのですけれども、聞いていますと、これから各団体から選任していただくという表現であったかと私は考えていまして、具体的に1回目の子ども・子育て会議はいつ開かれるのかと、その子ども・子育て会議を構成するメンバーはいつごろまでに選ばれるのか、現段階でお答えできればお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 保健福祉部長浅野重人君。
- 〇保健福祉部長(浅野重人君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

平成25年度の会議でございますが、1月と3月を予定してございます。先ほど申し上げました子ども・子育て会議委員の選任につきましては、これからこの条例が可決をいただいた後に、早急に選任をしてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 岡沢 清君。
- **〇2番(岡沢 清君)** 会議の開催予定、それから選任の予定については、承知いたしました。

先ほど冒頭で述べましたけれども、子ども・子育て支援法は条文全86条から成るわけですけれども、つぶさに読んでいきますと、例えば民間事業者の参加の促進であるとか、あるいは、全文86条を読みましても、「市町村は、」、「市町村は、」から始まる、「市町村長は、」とかなり国・自治体の責務であったものが、子育てそのものが自治体に責任としてなっているということで、予算づけも、これは予定ですけれども、平成27年4月1日施行ですから、消費税10%に上がる時期ということで、財源措置としても初年度は約7,000億円ほど、内閣府のパンフレットを見ていると予定されていますけれども、より質の高い保育、教育をこれからも担保していくということで、子ども・子育て会議の運営といいますか、役割は非常に重要だと思います。

ぜひ議会に対しても、会議の開催、進捗や、あるいは話された内容については、逐一知らせていただきたいと考えていますけれども、以上を求めて、質問を終わります。

○議長(下村 宏君) ほかに質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第3 議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 計論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第4 議案第9号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第5 議案第10号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正 する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第 6 議案第11号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第7 議案第12号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に 関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番(岡沢 清君) 議案第12号に反対の立場で討論を行います。

消費税率が8%に値上げされたら、8兆円もの新たな増税、さらに社会保障の改悪による負担増の影響を合わせれば、10兆円もの負担増になります。みずほ総研の試算によれば、年収500万円の標準的な4人世帯の新たな消費税負担は、年間7万8,869円にも及びます。村は、住民の暮らしを守る立場から4月からの消費税増額に反対を表明すべきであり、消費税増税の転嫁条例案の撤回を求めます。

総務省は自治体に対して増税分の公共料金への転嫁を要請していますが、現在のように 労働者の賃金が上がらず、家計の実質所得が目減りしている中で、消費税増税に加えてさ らに市町村公共料金を値上げすれば、住民生活と地域経済に大きな影響を与えます。

よって、消費税増税に反対の立場から本案に反対します。

○議長(下村 宏君) ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) これで討論を終結いたします。

採決をいたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[举手多数]

〇議長(下村 宏君) 举手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第8 議案第13号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番(岡沢 清君) 議案第13号に反対の立場で討論を行います。

消費税率が8%に値上げされたら、8兆円もの新たな増税、さらに社会保障の改悪による負担増の影響を合わせれば、10兆円もの負担増になります。みずほ総研の試算によれば、 年収500万円の標準的な4人世帯の新たな消費税負担は、年間7万8,869円にも及びます。 村は、住民の暮らしを守る立場から4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、消費税増税の転嫁条例案の撤回を求めます。

総務省は、自治体に対して増税分の公共料金への転嫁を要請していますが、現在のように労働者の賃金が上がらず、家計の実質所得が目減りしている中で、消費税増税に加えて、さらに市町村公共料金を値上げすれば、住民生活と地域経済に大きな影響を与えます。よって、消費税増税に反対の立場から本案に反対します。

○議長(下村 宏君) ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) これで討論を終結いたします。

採決をいたします。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

[挙手多数]

〇議長(下村 宏君) 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第9 議案第14号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番(岡沢 清君) 議案第14号に反対の立場で討論を行います。

消費税率が8%に値上げされたら、8兆円もの新たな増税、さらに社会保障の改悪による負担増の影響を合わせれば、10兆円もの負担増になります。みずほ総研の試算によれば、年収500万円の標準的な4人世帯の新たな消費税負担は、年間7万8,869円にも及びます。村は、住民の暮らしを守る立場から4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、消費税増税の転嫁条例案の撤回を求めます。

総務省は、自治体に対して増税分の公共料金への転嫁を要請していますが、現在のように労働者の賃金が上がらず家計の実質所得が目減りしている中で、消費税増税に加えて、 さらに市町村公共料金を値上げすれば、住民生活と地域経済に大きな影響を与えます。

よって、消費税増税に反対の立場から本案に反対します。

○議長(下村 宏君) ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

〇議長(下村 宏君) 举手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第10 議案第15号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

沼﨑光芳君。

- **〇14番**(沼崎光芳君) 44ページ、総務費の総務管理費、財産管理費の役場庁舎耐震改修事業費、委託料2,300万円の減額について、さきの全員協議会で説明をいただきましたが、そのときには、エレベーター設置が入っていなかったので翌年度に繰り越すんだという説明でしたが、その辺についてもう少しお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- **〇総務部長(岡田 守君)** おはようございます。沼崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度の当初予算の中で2,300万円の設計費をみさせていただいていたわけでございますけれども、その中でエレベーターの設置の部分がその中に含まれていなかったといったところで、エレベーターにつきましては、定員11名以上ということが県の条例で定められているわけでございますけれども、その中で実際、今、耐震補強工事をやりながら、どこにエレベーターを設置したらいいかといったところの検討もあったわけですけれども、なかなか設置する場所を検討段階でどこにしようかといったところがなかなか決定できなかった。

そして、外づけでつけられるものか、それとも中に設置できるものかというような検討 もあったわけですけれども、その中で、設置につきましては今回は見送って、全部耐震を 行った後にとそういう話もあったわけなんです。そういう形で当初見込んでいなかったと いったところでございます。

ただ、今回そういう中で、どうしてもエレベーターの設置については、これはどうして も必要なものだといったところで、今回新たに26年度の当初予算で、設置の設計を含めた 中で再度計上させていただこうといった予定でございます。 以上でございます。

- 〇議長(下村 宏君) 沼﨑光芳君。
- **〇14番(沼崎光芳君)** 今、総務部長の説明をいただきましたが、全員協議会のときに 説明いただいた内容そのものなんですけれども、エレベーターが入っていないから翌年度 に繰り越すというのは、私からするとちょっと納得がいかないといいますか、おかしいん じゃないかなというふうな感じがするんですけれども。

今盛んに、地震等の災害がいつ来るかわからないといっている状況で、いち早く設計を組んで、本年度設計が終了すれば、来年度、工事の発注ということで期待していたわけでありますが、1年先延ばしをする、もしくはそれ以上先延ばしにするということになれば、今、消費税等の問題もありますし、8%、いずれは10%という状況にもなります。また、今盛んにテレビで言われているように、東京オリンピックの開催に向けて今後7年間、いろいろな意味で人手不足、材料も高騰といった中で、先へ延ばせば延ばすほどコストもかかる状況だと思います。そういった中で、安易に減額をして来年に先延ばせばいいんだよという考えが、私とすればいかがなものかというのも1点あります。

また、ここまで延ばした経緯については、私が議会全員協議会のときに、花王の問題を取り上げたときに、村長のほうから花王が撤退するよという中で、そういうのも踏まえてこの2,300万円については少し考えさせてくれというような趣旨の発言をいただいたというふうに記憶をしております。村長の構想の中には、花王のところに庁舎移転をして、というような構想があるような発言をしていたふうに私は捉えていたのですが、今後、村長のこの役場庁舎耐震工事に関しまして、はっきりと何年度には工事をしますという形でお話がいただけるのであれば、村長のほうから答弁のほうをよろしくお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。
- **〇村長(中島 栄君)** 改めましておはようございます。議員各位には、再々開議のきょうの定例議会、大変ご苦労さまでございます。

今、沼﨑議員のほうから、庁舎の耐震についてということで見送られた分については、 今、総務部長のほうが答弁をしていただきました。

この前、全員協議会の中でもちょっと花王についてはお話をしました。話した次の日に、という話を私のほうから、花王さんとということで、花王商事株式会社、花王のいろいろな財産を管理する部門の瀬戸口社長さんという方が美浦村にお見えになりました。いろいろ花王さんの意向も聞きまして、それについてはいろいろなところと折衝がありましたよという話をいただいて、2カ所ほど花王さんとの話し合いがあったということは聞いております。取得もしたい、また、貸していただきたいというところがあったそうです。しかし、花王さんの目的に沿うようなところはなかったから、現状では白紙の状態です、ということでございました。これは、花王さんに直接、今、2カ所があったという話ですけども。

実は美浦村を介しても、2カ所か3カ所ぐらい、先はどうなるんですかね、という話も村のほうにわかる範囲で教えてくださいという話がありましたけれども、当然、管理は花王商事さんが行っておりますので、花王商事さんのほうの判断がどこにあるのかということも、私も聞きたかったもので、花王さんのほうに連絡をとって、この前の全員協議会の次の日に会ったわけでございますけれども、村としては、できるだけ村に貢献ができる、また、花王さんの名前にその後を引き継いだ後も花王さんに劣らないような会社に来ていただくことを望んでいるんですよというお話をしてございます。

そういう流れで今月のうちに決定するか、来月1月の半ばぐらいにある程度その判断を してゆきますという話を花王商事の社長のほうはしていきましたので、今、私がここでこ の会社ですと言うわけには、まだ決定がされていないので。

その会社との折衝を心がけていきたいという返事はいただきました。ですから、多分来 年の1月の半ば過ぎぐらいには、どういう方向に花王さんが動くのかという部分は連絡が いただけるものだというふうに思っております。

耐震については、今、部長が言いましたように、そしてまた議員のほうから、おくれているいろと支障が出るんじゃないですか、村の持ち出しが多くなるんじゃないのかなという懸念をされましたけれども、できるだけ早目の設計の中で、金額が固まれば、次年度の早い時期に発注も含めて議会の承認をいただきながら、26年度の早目に発注もしていきたい。

27年の10月には次の10%という部分が一応国の中では考えられておりますけれども、わざわざ高くなる時期にやることでもなし、美浦村としては耐震の残っているのは、木原の農林漁業者トレーニングセンターとこの本庁舎だけだというふうに思いますので、その辺を踏まえて、わざわざ10%になってから発注ということではなくて、設計が終わり次第、議会の皆さんに報告をし、早目の発注をしてまいりたいというふうに思っております。

先ほどもエレベーターについては、この庁舎は最初からエレベーターを設置するような構造にはなっていないということで、最悪は外づけに。県の定めた11人を確保するエレベーターということになるとなかなかその場所、今の庁舎の中でできるかどうか。そしてまた、外づけになればどのようになるのか。耐震が一番に絡んでくるわけなんですけれども、そこも踏まえて、議員おっしゃるような消費税が8%から10%へ至る前に施工ができるような部分で、対応をしてまいりたいというふうに思います。

〇議長(下村 宏君) 沼﨑光芳君。

〇14番(沼崎光芳君) ありがとうございました。村長のほうから、早い段階で工事のほうは発注していきたいということの言葉をいただきましたので、昭和49年に建築された建物でもう39年がたっているということで、170名近くの職員の方、そして来庁される方、住民の方が来たときに、やはり心配な施設で働くのも嫌でしょうし、住民の方もそういった施設に訪れるのは心配でしょうから、なるべく早く耐震工事のほうをして、今後ますま

す住民サービスの行き届くような施設というものを早くつくってもらいたいなというふう に思います。

また、エレベーターに関しては、外づけという話はもう相当前に職員の方々からは議員のほうに、図面も見させていただいたと思うんですけれども、外づけで食堂の外側、裏ですか、あの辺につけたらどうかなという話も聞いたこともあります。だから、それを理由に先へ延ばしたというのはちょっと私のほうは納得いかないですし、さきの全員協議会のときに中央公民館のエレベーターの話も出ましたけれども、そのことについても、役場庁舎の耐震工事と同じときにエレベーター工事をやりたいという話だったんですけれども、またそれも別な話で、何でもかんでも一緒にしてやればいいというものではなくて、別々でやれば、中央公民館のほうもまだまだ障がいを持った方だとかそういう利用者は多いわけですから、そういう目的の施設でしょうから、いち早くそういうエレベーターとかは、いろいろ県の規定だとかいろいろあるでしょうけれども、いち早く調査をしてもらって、できるものは早くつくっていただいて、役場の耐震と一緒じゃない時期に、早い時期に、議員のほうからも、総意ということでこの前の全員協議会のときには要望はさせていただきましたけれども、村長のほうからいま一度、中央公民館のエレベーターに対しても答弁のほうをいただきたいと思います。

〇議長(下村 宏君) 村長中島 栄君。

○村長(中島 栄君) それで、中央公民館のほうはまだ、ほぼ予算的な部分を組んでいないんですけれども、実は中央公民館の部分では、大体もう空調がほぼ修理代のほうがかさむようになってきました。そういうことも踏まえて、今考えているのは、エコに関する部分で補助金が出る部分とか、いろいろな国の補助の出る部分を探して、合算で空調、そしてエレベーターも含めてそこに入るものであれば、そういうものを今、模索している。つくというような年度によって、ことしいただいた元気交付金みたいなものがいろいろと出る部分で採択ができるようなものがあれば一緒にやりたいなというふうな部分で、この前の話はしたように思ったんですけども。

そういうものを今、自主財源でやれということであれば、いつでもできなくはないんだと思いますけれども、できるだけその辺は国の補助にうまく乗ってできるものがあれば、それを見逃す手はないというふうに私は思っておりますので、その辺も踏まえて、庁舎のエレベーターと一緒でなければならないということはありませんので、公民館の中でも時間をさくのは空調が一番時期的にはかかるのかなというふうに思いますので、そういう時期をずらさないでエレベーターも一緒にやれれば、利用者に迷惑がかからないという部分にもなるのかなというふうに思っております。

これも早目にこちらも11人乗りというのが最低でございますので、エレベーターとして 当初つくったときにあけてある部分が可能かどうかについても早目に調査をして、できな ければ、当然外づけにこれもなるかと思います。県のほうの規定上、村で勝手に少ない人 数のものを押し込むというわけにもいきませんので、その辺は、規定がある以上はそれによってやらざるを得ないと思いますので、今おっしゃったように、できれば予算を来年度の中に入れて、それができるできないについては、その範囲の中で制約があれば仕方ありませんけれども、そうでなければ、来年度できるような部分も含めて考えていきたい。

- ○議長(下村 宏君) ほかに質疑のある方はどうぞ。
 林 昌子君。
- ○8番(林 昌子君) 45ページの総務費の企画費であります、13被災地域情報化推進事業費の印刷製本費なんですが、説明の中では、住民向けパンフレットということでご説明いただいておりますが、これは何部印刷をし、どのように配布するものなのか教えていただきたいと思います。
- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) ただいまの林議員のご質問でございます。被災地域情報化推 進事業費の印刷製本費、ここで作成いたします災害に強い情報連携システム、このパンフ レットでございますけれども、これは全戸に配布をしたいといったところで、広報と一緒 に回そうといったところで考えてございます。

あとは役場のほうとか施設ごとに置いておいて、そこでそれを取っていただくとそうい うような形で考えてございます。一応全戸の分の枚数は印刷しようと、予備の部分も含め てそういう形で考えております。

- 〇議長(下村 宏君) 林 昌子君。
- **○8番(林 昌子君)** ありがとうございます。今後、本議会終了後もいろいろ、災害に強い情報連携システムの件はご説明いただく予定になっておりますので、その時点でまた細かくとは思っておりますが、実は、過日私も、防災士のほうの茨城県ネットワークのほうで、福島県いわき市に視察をしてまいりました。

そのときに、やっぱりいろいろな商店とか物産館とか、そういう一つ一つの店舗の中にも、災害があったらこのように逃げましょうとかいろいろな啓発が、各店舗のカウンター、会計の下に利用者の方が見える場所に展示されておりまして、本来であれば、美浦村で考えれば、例えば役場のところにポンと張れば周知しているというような認識を今までされていたかと思うんですけれども、いろいろなコンビニだとか木原の商店街だとか、いろいろな住民の方が来るところに、そういうものも啓発物があると、各戸配布されて家には来ますけれども、意外としまい込んでしまうようになっているとすごく、せっかくお金をかけて印刷しても周知徹底にはなっていないのが現状かなというふうに感じているものですので、どうか、そういう商店とかいろいろなところには、自分の世帯の分プラスアルファ顧客に関してとか買い物客に関して、また接骨医院とかそういう利用者の患者さんとかそういう病院関係、そういういろいろなところに人が出入りするところに、そういうシステムの啓発物を展示しておいていただくということも、周知する上では大切なことなのかな。

美浦村の住民でなくても、村外から来た方がたまたまここで震災に遭ったときにどうすればいいかというものを知るすべがございません。そういう意味では、そういういろいろなところに目につくところに張っていただく、そういうような啓発物の展示をしていただくことも私は大事だなということを今回、痛切に感じて帰ってまいりました。ですので、世帯分プラスアルファ印刷されているということですので、公共施設にもいつもいろいろな周知物は置いてございますけれども、どうかそういう目に見えるところに張っていただくような啓発物のこともあわせて検討いただけたらと思いますので、その点、お願いでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(下村 宏君) 総務部長岡田 守君。
- ○総務部長(岡田 守君) ただいまの林議員の再質問でございますけれども、その件に関しましては、各施設に、ただいま午後から多分、見学をしていただくと思うんですけれども、このぐらいのA3判ぐらいのタブレットとかそういう部分で、こういうものが見られますよといったものの説明書きがございます。そういうものを、できれば各商店だとかそういうところに掲示をさせていただいて周知を図るといったことは可能かと思いますので、それは十分に検討させていただいて、可能な限りそういう形で対応させていただきたいと思います。
- ○議長(下村 宏君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。 ここで、会議の途中でありますけれども、暫時休憩といたします。 11時15分の再開といたします。以上、よろしくお願いします。

午前10時57分休憩

午前11時15分開議

〇議長(下村 宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(下村 宏君) 日程第11 議案第16号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計

補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第12 議案第17号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別 会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

〇議長(下村 宏君) 日程第13 議案第18号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会 計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

〇議長(下村 宏君) 日程第14 議案第19号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第15 議案第20号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算 (第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第16 議案第22号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第 10号)を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長(下村 宏君) 提案者の説明を求めます。 村長。

〇村長(中島 栄君) それでは、議案第22号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第10号)につきまして、ご説明申し上げます。 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の追加議案による補正は、10月16日に発生しました台風26号による安中小学校のり 面崩落の災害復旧関連事業の予算となっております。このたび全体事業費の精査が完了し、 一刻も早い完全復旧に向けまして補正予算をお願いするものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,856万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億6,385万5,000円とするも のでございます。

第2条の地方債の補正では、3ページ第2表のとおり、安中小学校の災害復旧工事費の計上等に伴い、その財源となります災害復旧事業債につきましても、限度額の補正をお願いいたしております。それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

初めに委託料についてですが、個人宅へ与えた損失の補償金額を調査、算定するための補償鑑定業務委託料36万8,000円を計上いたしております。

次に、復旧設計で必要となる災害現場の地質ボーリング調査委託料、111万3,000円を計上いたしております。

次の災害復旧工事実施設計業務委託料では、専決処分による平成25年度美浦村一般会計補正予算(第6号)で400万円計上させていただきましたが、実施設計が完了し、支出額が298万円に確定しましたので、102万円の減額をいたしております。

次に、工事請負費についてですが、災害現場の本復旧工事費が1,767万2,000円と、のり 面崩落により個人宅へ流入した土砂の撤去、流失した家屋・工作物・立木等の分別撤去及 び2次災害の防止等工事費700万円を合わせた2,467万2,000円の計上をいたしております。

最後に、個人宅へ与えた損失の補償が鑑定により確定しましたので、損失補償金343万 2,000円の計上をいたしております。

続きまして、今回の増額補正の財源となる歳入予算についてご説明申し上げます。 5 ページに戻っていただきたいと思います。

初めに国庫支出金について申し上げます。国庫負担金の災害復旧費負担金では、公立学校施設災害復旧費負担金で、本復旧工事費1,767万2,000円の3分の2の1,178万1,000円に、

事務費分の1%11万7,000円を加えた1,189万8,000円の計上をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、496万7,000円の増額補正を行い、繰入予算額を1億9,434万9,000円といたしております。

最後に村債について申し上げます。災害復旧債では、災害復旧工事実施設計費及び災害復旧工事費2,365万2,000円から国庫負担金1,189万8,000円を除いたものが起債の対象となりますので、1,170万円の増額補正をお願いいたしております。

以上、今回の平成25年度美浦村一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げま した。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(下村 宏君) 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。 沼﨑光芳君。
- ○14番(沼崎光芳君) この件に関しては、全員協議会のほうで説明をいただきました。 一刻も早い復旧が望まれるんですけれども、財源とか現況については説明いただいたん ですけれども、今後の復旧に向けての工程、スケジュール等がわかれば教えていただきた いと思います。
- 〇議長(下村 宏君) 教育次長増尾正己君。
- ○教育次長兼学校教育課長(増尾正己君) それでは、沼﨑議員より質問がありました件について、お答えいたしたいと思います。

スケジュールとしましては、国からの現地調査というものが1月8日10時ということで、もう国のほうから通知が来てございます。その段階で復旧の方法について説明を求められますので、その復旧方法について説明をいたします。その後、調査官のほうから、具体的な国が負担すべき割合のところを算出いたします。それが終わりまして、国からの内示という形になろうかと思いますので、内示を受けましたら指名委員会を開きまして、早急に行いたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(下村 宏君) 沼﨑光芳君。
- **〇14番**(沼崎光芳君) 査定をしていただきまして内示をもらわないとということなんですけれども、その内示の時期というのは、大体どのぐらいというのはわからないんですかね。その辺、よろしくお願いします。
- 〇議長(下村 宏君) 教育次長増尾正己君。
- ○教育次長兼学校教育課長(増尾正己君) 再質問にお答えします。

内示の時期なんですが、これについては明確にちょっとわかりませんので、1月8日査 定が来たときに確認したいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(下村 宏君) 沼﨑光芳君。
- **〇14番(沼崎光芳君)** 1月8日のときに確認をしていただけるということで、ぜひと も、写真で説明していただいたとおり、土のうだけで今は押さえている状況ですので、下

の個人の方も今後、季節的に、時期的に大雨というのはなかなか考えにくいですけれども、 このような状態では安心して生活できないでしょうから、ぜひともいち早い復旧のほうを よろしくお願いをして、終わりたいと思います。

- O議長(下村 宏君) ほかに質疑のある方はどうぞ。 飯田洋司君。
- ○3番(飯田洋司君) 今、来年、国のほうで内示が出るということなんですけれども、下の家屋もそうですけれども、今の現状、安中小学校、2次災害かな、雨だけではなくて、また余震などあって、現状は体育館の1メートルくらいまで崩れております。きのうもちょっと見てきましたけれども、渡り廊下のところまでブルーシートが張ってあるんですけれども、そこら辺の小学校に対しての2次災害、そして、下の住宅の2次災害に対しての対策というのはしっかりとっておるのか、ちょっとお伺いしたいなと思いますのでよろしくお願いします。
- 〇議長(下村 宏君) 教育次長増尾正己君。
- ○教育次長兼学校教育課長(増尾正己君) 飯田議員の質問にお答えしたいと思います。 まず初めに、学校の体育館のところなんですが、かなり近いところまで崩れております ので、学校の教頭先生にはお願いしてありまして、建物の壁の状況を、亀裂等が広がるか とかについては確認をしていただいてございます。

それと、ブルーシートが下に張ってありますので、あの件につきましては、子どもさんが中に立ち入らないというような、フェンス等はあるんですが、やはり目に見えてブルーシートのところには行かないという形のもので敷いてございます。それと、雨対策等もございますので、その関係でブルーシートも張ってございます。

それと、体育館のすぐそばまで崩れているというようなことなんですが、これにつきましては、災害復旧の現地を見てもらいまして、設計者のほうも来ていただいておりますので、その中で相談をいたしまして、現況のところを確認をしながらということで、安全対策につきましては、学校教育課のほうも大分気にしておりますので、時間を見つけては現地を見に行っているというようなことになります。

あと、ブルーシートにつきましても、やはりここ数日強風がありましたので、やはり気にしておりまして、その都度、ブルーシートの状況を確認しながら行っている状況でございます。よろしくお願いしたいと思います。

○議長(下村 宏君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第17 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。 議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査については申し 出がありました。

お諮りをいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(下村 宏君) 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。
- 〇議長(下村 宏君) 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了をいたしました。 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成25年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

午前11時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下村 宏

署名議員石川修

署名議員沼﨑光芳

署名議員塚本光司